

平成 25 年度 寒川町外部評価委員会 評 価 結 果

○評価結果一覧

事業等の名称	評価結果		掲 載 ページ
	事業の方向性	予算額	
土地改良施設整備事業	現行	現行	1
観光協会補助事業	拡充	現行	17
自治会活動支援事業	要改善	現行	48
生活支援型デイサービス運営事業	休止・廃止	なし	93
はり・灸・マッサージ治療扶助事業	休止・廃止	なし	104
シルバー人材センター支援事業	要改善	減額	110
就学援助等事業	現行	現行	162
公園等整備事業	要改善	減額	176
公園等運営管理経費	現行	現行	
広域リサイクルセンター管理運営経費	現行	現行	194
救急医療確保対策事業	要改善	現行	213
健康管理センター維持管理経費	現行	現行	223
健康増進事業	要改善	現行	231

○土地改良施設整備事業 《産業振興課》

事業の現状・課題	<p>◇ 町所管の農業用排水路の維持管理については、必要な業務を効率的に行っていると言える。しかしながら、相当程度の年数経過により老朽化が進んでいるため修繕の必要な箇所が多く、職員で対応しているものの最低限の処置に留まっている。</p> <p>◇ 町内農業者の状況は、農家数315戸・稲作農家数91戸(平成22年)であって、年々減少傾向にあるが、1千万円以上の費用を掛けている。</p>	
	評価結果	<p>事業の方向性</p>
<p>◇ 予算の制約がある中で、農業用排水路の維持管理に必要な業務を工夫して効率的に行っており、評価に値する。しかしながら、農業用排水路の老朽化が進んでおり、中長期的な修繕計画の策定が必要である。</p> <p>◇ 農家数が減少している中で本事業を継続するにあたっては、次の対応が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 本事業実施の必要性に関し、次の点でその意義を町民へアピールすることが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ● 農業の振興には、農業用水を安定的に供給する農業用排水路の維持管理が必要不可欠である。 ● 田畑及び農業用排水路は、緑の保全等の環境面や、水害時の排水路等としての役割という防災面で、町民にとって重要な役割を担っている公共財である。 * 稲作農家の意見や希望等を聴取し、今後の施策に反映していくことが必要。 * 農業用排水路としての利用に加え、地域の活性化や経費の軽減などにつながるような有効活用を検討されたい。 		
<p>予算額</p>		<p>現行 (委員別内訳 現行:4、増額:1)</p>
<p>◇ その場しのぎの修繕が、中長期的に経済的かどうかの検討が必要。検討の結果、抜本的な老朽化対策の方が経済的であれば、一時の予算の増額もやむを得ないであろう。</p> <p>◇ 予算額のおおよそ7割が負担金であり、必要最小限の額で町所管の農業用排水路の維持管理を行っているが、常に工夫をお願いしたい。(各種委託業務の単純作業部分について、シルバー人材センターを活用するなど。)</p>		

《土地改良施設整備事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員長) 土地改良区というのは町が行わなくてはいけないものなのか。

(主管課長) 土地改良区というのは、組織である。

(担当) 土地改良区は県からの委託事業を行っている。土地改良区は、設立当初から地域の農業者により団体を運営しており、現在も農家の代表者が理事を務めている。構成員は農業者であり、そこから水利権等の関係で利用料を徴収するとともに、県や市町からの補助金・負担金等を歳入として運営しているものである。

(委員長) 土地改良区は、地域の農家の方々が組合を作って、そこで会費も集めているのか。

(担当) 会費と言うよりは、受益面積に応じた負担額を土地改良区に納めた上で水を利用するという形である。そのような収入で、団体運営に係る人件費等の経費を賄うとともに、水路等の維持管理、つまり、用水を最終的に各受益者まで送り込むという仕事を行っている。

(委員長) 町が農業用水について維持管理のためにお金をかけているということか。

(主管課長) 左岸用水路は相模原から茅ヶ崎まで流れており、寒川町内にも流れている。寒川町内に取り入れる用水路が左岸用水路と繋がっていて、そこから寒川に水を引き込むので、その引き込み部分の管理については町が行っている。

(委員長) 土地改良区と町との整備実施に係る違いは何か。

(担当) 概要説明書の「主な事務内容」欄の中間あたりに「県営左岸土地改良区負担金」「左岸維持管理負担金」という2つの負担金を記載している。これが左岸用水路を利用している5市1町で土地改良区に納める負担金の寒川分である。県営左岸土地改良区負担金は、現在、相模原から茅ヶ崎までの区間において、県が国庫補助を得て維持管理工事を実施しており、それに対し左岸用水路を利用している市町でも負担金を納めるというものになる。左岸維持管理負担金は、左岸用水路の草刈りやゴミ上げなどの維持管理に要する費用について、利用している市町でも負担するという性質のものである。

その左岸用水路から寒川町へ引き込むための農業用水路や花川用水路などの維持管理を町が行うということであり、それに係る予算は概要説明書に記載のとおりである。

(委員長) 農家の数や田の面積については、どのような傾向にあるのか。

(主管課長) 農家の数は減っている。稲作農家数も減少傾向にある。農業センサスでは農家戸数が315戸、稲作農家戸数が91戸となっており、20年前と比べると、かなり減っているという状況である。

(委員長) ゲリラ豪雨などの影響で、用水路が溢れるなどの危険性は無いのか。

(主管課長) 溢れる可能性はあり、溢れた場合には一般道や民家に流れる可能性は否定できない。町としても、雨の予報がある場合については水の取り出し口の開閉により調節を行うなどの対策はとっている。

(委員長) 用水路を適切に維持管理していないと、農家の人だけではなく、他の人も被害を被る可能性があるということであろう。水の取り出し口の調節だけではなく、施設が古いのであれば抜本的に施設を改めなくてはいけないのではないか。

(担当) 寒川町の用水路の末端は、東が小出川、西が目久尻川になり、最終的にはそこに用水路が落ちていくという形である。大雨という状況になった場合については、左岸用水路にも当然雨水が入りこむため、一旦、左岸本体からの取水をとり止め、町の農業用水路に用水路が流れ込まないような措置を取っている。農業用水路が雨水排出の一部を担っているという状況が現実にあるため、取水を制限し、流れを阻害せずスムーズに小出川や目久尻川へ排出されるよう、対応しているところである。また、農業用水路にはゴミなどを引っかけて取り除くための設備があり、そこに物が溜まると雨水流入により水位がどんどん上がってしまうため、下水道課、道路課、産業振興課が連携して、雨の中、職員でゴミ上げ等

の処置も行っている。

(委員長) 花川用水路は老朽化が進んでいるということだが、老朽化が進むと、具体的にどのような悪いところ、影響が出てくるのか。

(担当) 私どもで把握している影響は、地盤沈下によるたるみなどである。

(委員長) 何がたるむのか。

(担当) 用水路は内側をコンクリートで打っているため、繋ぎ目あたりがゆがむことにより、水位が上がったように見えたり、また、その部分から用水が外へ出るなど、もろくなっている可能性もある。コンクリートを昭和 30 年代に打ったところもあり、そういったところについては、もうセメントの部分が無くなっていて、骨材の石だとかそういったものだけが残っている。そうすると隣はすぐ道路であり、道路下の地盤から水路の方へ土が流れ込み、道路が陥没して一般の交通へ支障をきたすというような状況も考えられるため、水路に亀裂や穴が見つかった場合には、早急に埋めるなどの対処を現場で行っているところである。

(委員長) 他の自治体の農業用水路についても、整備したのは町と同じ昭和 30 年代だと思うが、どうしているのか。全面改修などをやっている自治体はあるのか。それとも、応急処置で対応しているところが多いのか。

(担当) 交流のある藤沢市、茅ヶ崎市に話を聞く機会はあるが、やはり全面的な改修という話は聞いたことがない。

(委員長) 補修でどのくらい保つものなのか。

(担当) 難しいところだが、あくまで壊れているところを中心に塞いだり、下がった部分のみを上げたり、という対応である。

(委員長) そのような補修の費用が 25 年度で 50 万円しか計上されていないと思われるが、これで十分なのか。

(主管課長) なんとか対応しているところである。

(委員長) 農業者の満足度は低いとあるが、どのような点で低いのか。

(主管課長) 用水が途中で止まっていて必要な時にすぐ取り入れられなかった、等の問い合わせや苦情を基にした判断である。

(委員長) なぜ入ってこないのか。

(主管課長) 途中で草が溜まっていたり、他の農家が水を取るためにせき止めていた、などの原因がある。

(委員) 利用に関しては、水利組合できちんと決めているのでは。

(担当) 難しいところだが、水利組合でも常時巡回などの対応を取ることができれば問題は起きないのだが、農家の中で対応しきれない部分も当然ある。例えばペットボトル 1 本でも穴が塞がれば、そこから下流に水は行かなくなる。各農家でゴミ拾いなどを行っているが、それが一度奥に入って詰まってしまうと農家個人では対応ができない。連絡を受けて、町職員で対応することになるが、それでも不可能な場合は、概要説明書にある浚渫という形で業者に依頼するということになる。

(委員) 花川用水が流れる時期は。

(担当) 通水時期は、平成 24 年度で 5 月 24 日から 9 月 20 日。今年度においては 5 月 25 日に水を入れ、終わりは 9 月 20 日を予定している。この時期については、左岸用水路自体の通水時期を基に決めている。左岸用水路の通水時期については、水利調整委員会という理事や各地域から出ている役員を構成員とした会議で協議のうえ決定されている。

(委員) 農地法違反がすくある。農地法は難しく、穴もあると思われるが、どこが取り締まっているのか、よく分からないくらい違反がある。

(副委員長) 農家数・稲作農家数が減少傾向である旨の説明が先ほどあったが、田には公共財としての側面がある、という認識が必要である。田に水があることで水のダムができてることになり、また、熱帯夜の時には田の水により温度が下がるなど、環境面において

も重要な役割を担っているということを町職員は認識し、こういった外部評価等の資料を作成する際にも、「公共財として有効活用されている、町民の皆さんの生活面でもこのようなプラスになっている、という側面があるので、農家以外の町民の方にもご理解をいただきたい」というようなアピールをしていただいで、重要であることを周知してもらいたい。

(委員) 末端の小出川に流れる部分には田があるが、中間部分は資材置き場等になっている。町で何とかできないものか。

(主管課長) 農地法上の農振農用地を資材置き場にするというのは、ほぼ不可能である。ただ、「田を畑に替えて使う」ということであれば、農地造成については認められている部分がある。その農地造成の時に、悪質な業者であれば、誓約書で道路面から50cmとしたのに、実際は1m以上やってしまったという事例も、現実には見受けられる。農業委員会において是正指導は行っているが、是正指導をお願いするという形で、それ以上の権限を持っていないため、やってしまったらそのままになってしまっているという現状もある。農用地が農地以外に使われている場合については、当課でも指導を行い、農業委員会職員と連携して是正の勧告や農地に戻すための指導などを行うが、田から畑へというのは、農用地でもわりとできるものである。添付資料の資料2は、農用地の違反転用の件数である。

(委員長) この無断転用状況というきちんとした資料を作成しても、結局、強制はできない。言われるだけで、何の罰金も科されないから、知らないふりをしてればそれで済んでしまうということか。

(主管課長) もし、この無断転用している農用地を持っている地主さんが、別に所有している農用地を転用したいという時には、この無断転用地を是正してからでないとは認められないということはある。

(委員長) 例えば、無断転用している場合には固定資産税が重くなるなどの措置はないのか。

(主管課長) 固定資産税は現況課税なので、重くなるはずである。

(委員長) 罰金ではないけれども、農用地としての固定資産税軽減措置は無くなるということか。

(主管課長) そのとおりである。

(副委員長) 無断転用している農用地について、現況課税ということで現況の固定資産税を納めることについては、転用を認めているようだとの批判もある。しかし、税法上は現況課税ということになっており、違反転用で農地以外にした場合は農地以外の課税ということになっている。

(委員) 左岸土地改良区への負担金の額に変動はあるのか。

(担当) 左岸維持管理負担金については、土地改良区が存在する限り、継続して納めるものである。県営左岸土地改良区負担金については、先ほどご説明したとおり、県で実施する工事に伴う負担金であるので、工事が終わった段でこの負担金についても終了となる。

(委員長) その工事の施工期間はどのくらいなのか。

(担当課長) 手元に資料がないため、後日回答する。

〔後日回答〕県営左岸土地改良区負担金(ストックマネジメント事業)

平成20年度計画策定。平成21年度工事開始で、当初の予定では平成26年度工事完了予定であったが、現在の進行状況を踏まえ、今後のスケジュールを定める予定である。

(神奈川県農政所管部署に確認)

概要説明書

事務事業・事務経費名	土地改良施設整備事業	体系コード	5131-01
主管課等名	産業振興課農政担当		

○事務事業・事務経費の概要

目的	町内の農業公共施設の適正管理。浚渫や除草作業等を行い、用水の安定供給を図る。 町内農地の状況把握し、違反農地の是正等の指導を行う。 県が実施する施設の改良及び維持管理に関し負担金で担い、用水の安定供給を図る。		
概要	町内全域の田への用水の安定供給のため、土地改良施設の適正管理などを行う。 ・除草作業や浚渫作業の実施 ・各用水組合への管理委託 ・町内全域の農地情報のデータ管理による違反農地の是正指導		
目標	農業用排水路、農道整備の年間延長(m)	平成24年度の指標	0
		平成24年度の実績	0
効果	農業基盤整備受益面積(ha)	平成24年度の指標	0
		平成24年度の実績	0

○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先) <table border="0" style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:33%;">岡田地内除草及び清掃委託</td> <td style="width:33%;">岡田六戸巻用水組合</td> <td style="width:33%;"></td> </tr> <tr> <td>農業用水路除草委託</td> <td>(有)青木造園建設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>花川用水路清掃委託</td> <td>花川用水組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幹線用水路清掃委託(田端)</td> <td>田端自治会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幹線用水路清掃委託(宮山)</td> <td>宮山用水組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業用排水路浚渫委託(その1)</td> <td>(株)サンエーサンクス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業用排水路浚渫委託(その2)</td> <td>(株)サンエーサンクス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業用排水路汚泥処分委託</td> <td>(株)神奈川環境クリエイト</td> <td></td> </tr> </table>				岡田地内除草及び清掃委託	岡田六戸巻用水組合		農業用水路除草委託	(有)青木造園建設		花川用水路清掃委託	花川用水組合		幹線用水路清掃委託(田端)	田端自治会		幹線用水路清掃委託(宮山)	宮山用水組合		農業用排水路浚渫委託(その1)	(株)サンエーサンクス		農業用排水路浚渫委託(その2)	(株)サンエーサンクス		農業用排水路汚泥処分委託	(株)神奈川環境クリエイト	
	岡田地内除草及び清掃委託	岡田六戸巻用水組合																										
農業用水路除草委託	(有)青木造園建設																											
花川用水路清掃委託	花川用水組合																											
幹線用水路清掃委託(田端)	田端自治会																											
幹線用水路清掃委託(宮山)	宮山用水組合																											
農業用排水路浚渫委託(その1)	(株)サンエーサンクス																											
農業用排水路浚渫委託(その2)	(株)サンエーサンクス																											
農業用排水路汚泥処分委託	(株)神奈川環境クリエイト																											
○補助金の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先)																												
	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額																								
	農業用水路除草事業委託料	農業用水路周辺の公共用地の除草を行う。	657	646																								
	花川用水路清掃管理委託料	花川用水路に6箇所あるスクリーンのゴミ上げを用水期間中毎日実施し、週2回ゴミの搬出を行う。また、4回の除草を行う。	1,032	1,032																								
	幹線用水路清掃委託	○田端自治会に用水路周辺の除草や、用水路の清掃を委託する。 ○宮山用水路周辺の除草や清掃を宮山用水組合に委託する	167	167																								
	農業用排水路浚渫委託料	農業用水に堆積した土砂を取り除き、用水をスムーズに流す事を目的とする。また、土砂は産廃にあたるため、指定した機関へ搬入する。	802	909																								

概要説明書

主な事務の 内容とその額	コンピューター借上料	農地情報端末リース料金	33	33
	急施工事	水漏など水路の補修工事を行う。	489	500
	県営左岸土地改良区負担金	土地改良区が管理する農業施設等の維持管理費に関する基本協定書に基づき、県が実施する左岸幹線用水路の長寿命化工事費を5市1町が負担する。	3,639	4,634
	左岸維持管理負担金	土地改良区が管理する農業施設等の維持管理費に関する基本協定書に基づき、土地改良区が実施する維持管理事業について5市1町が負担する。	4,656	4,641
	委託・工事に伴う設計、現場管理事務	上記委託業務や工事を発注するため、現場踏査、測量、設計、完了確認、現場立会などを行う。 各団体との調整業務。 突発的に発生した事案を処理するため、委託や工事を実施する。	—	—
	水門管理業務	町で管理する水門の開閉作業を行う。 ・水量の調節 ・降雨時の雨水の遮断 ・浸水対策としての水門開閉作業	—	—
	用水路管理事務	農業用水の通水後発生する、突発的な問題を解消する。 例えば、用水路が詰まり水が溢れ出た場合の対処。(支障物件の撤去) 農業施設に投棄された物の撤去作業。 土のうの設置。看板の設置。 苦情処理。 草刈り作業。 生産組合との連絡調整。	—	—
	相模川左岸土地改良区事務	担当者会議、幹事会、理事会、総代会への出席。 地域からの意見や要望の伝達。	—	—
	農地情報システム事務	かながわ水土里情報活用推進協議会に関わる事務として、会議、総会への出席。	—	—
事業費・経費 計			(a) 11,475	12,562
平成24年度人件費相当額			(b) 4,268	(平均給与額 @6,566千円 × 0.65 人)
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 15,743	/

概要説明書

○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点	評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	職員だけで町全域の農業用水路の管理はできないことから、各地域の組織や業者へ管理を委託することは妥当である。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<input type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input checked="" type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	土地改良施設整備は、生産性の向上、農業経営の安定化に繋がり、農業振興を図る上で重要な事業であることから、町が行った方がよい。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	農業者の満足度は低いですが、当該事業は、現状を維持できれば目的は達成出来たと判断する。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	最低限の予算で効率的に実施している。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	農業用水は相模原市の相模川から取水し、相模原市、座間市、海老名市を経て寒川へと左岸幹線用水路によって運ばれ、各地域の用水路から全ての田んぼへ行き渡ります。その間にはさまざまな支障となる要因があり、それらを取り除くため、当該事業を実施します。また、用水路は住宅地内にもあることから、住宅地の環境に配慮するための管理が重要になります。 農業用水は稲作を行っている農家が一定額を負担していることから、水量の安定した確保について、は、行政に対して強く要望を行ってきます。そのため、支障となる要因を速やかに取り除き、水量の安定確保に努めます。		
平成25年度に向けた課題	年々農業施設が老朽化しており、補修箇所も多くなり工事予算の確保が難しい状況です。老朽化、補修箇所の増、機能改善など農業施設については、さまざまな問題、課題があります		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針	施設の老朽化により、各地域からの補修要望が増加しており、限られた予算の範囲だけでは対応できないことから、職員対応で処理している。 改善しなければならない施設が多くあるが、最低限の対応でここ数年間のいであるのが現状である。地域からは再整備を求められているが、要望に対応できない旨の説明をしている。 土地改良施設の再整備について、計画的に予算投入が必要と考える。		

○その他

町における類似事業		
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	県営左岸土地改良区負担金 相模原市 58.44ha 1,653千円 座間市 116.78ha 3,303千円 海老名市 287.92ha 8,144千円 藤沢市 11.99ha 339千円 茅ヶ崎市 59.28ha 1,167千円 寒川町 128.63ha 3,638千円	
特記事項 (事業の沿革等)		

土地改良施設整備事業 《産業振興課》

委員氏名	確認したい内容(希望する資料)	回 答
石田 委員長	開始事業年度	旧事業名 ○農業用排水路・農道整備事業 昭和45年 ○農業用排水路管理事業 不明 ○農業用水・農地管理システム事業 平成 8年 ○相模川左岸用水路維持管理事業 平成10年 現事業名は平成24年度開始
	委託先が企業である場合は、競争入札か？ 落札率は？	金額が低いことから競争入札ではなく3～4社の 見積もり合わせになります。 予算の範囲内で請負っていただきます。
	各用水路の長さ	町の基幹水路の花川用水路は 4,529mです。 その他、各地区に用水路があります。代表的な 用水路として 宮山用水路の延長が 2,097m 岡田用水路の延長が 1,470m 町内の用水路延長は 54,474mです。
	花川用水路の用水期間中は、いつからいつま まで？	平成24年度においては、5月24日～9月20日 です。 25年度においては、5月25日に通水しており ます。閉水は昨年同様9月20日を予定してい ます。
	農業用水の各農家の負担額、あるいは計算 根拠	相模川左岸土地改良区が定めた額となります。 10アール当たり4,000円(4円/m ²)です。 算出根拠については、土地改良区の財政状況 などから、適宜に定めている。
宮内 副委員長	町内の農家戸数と稲作農家戸数を教えていた だきたい。	農家数315戸、稲作農家数91戸 (2010農業センサス)
	違反農地の是正等の指導を行っているが農業 委員会との連携について教えていただきたい。	是正指導は農業委員会が行っています。現場に 出る機会が多い産業振興課が得た情報を速 やかに委員会に報告しております。産業振興課 では主に、農地の土砂流出について、是正を促 しています。
新木委員	左岸土地改良区、左岸幹線用水路とは何か 分かる資料	(別添資料1) ※抜粋を掲載
	土地改良区が管理する農業施設等が何か分 かる資料	(別添資料1) ※抜粋を掲載
生田委員	要望されている補修箇所は何箇所かその予 算化に必要な額は？	農道の路面補修や水路の沈下などの大規模な 補修箇所が6箇所。水漏れや調節器の設置など の小規模な補修箇所が10箇所程度毎年要望と して上がってきます。 必要額は数千万円に及ぶと考えます。
	最低限の対応でしのいでいる、とありますが基 本協定違反では？	最低限の対応と記述した施設は、町が管理する 施設に限るものであります。左岸幹線におきま しては、協定書に基づきます。

	年度ごとに町内の違反農地の数と内容を提出してください。	違反農地の数は農業委員会で把握しており、数は別添のとおりです。 (別添資料2)
	県が実施する幹線水路工事負担額が24年度に比し増加した理由。	寒川町大蔵のサイホン流入部に遠隔操作が可能な水門を設置する工事を実施するため
吉田委員	農家の減少により、左岸幹線用水利用料が年々減少していると思われるが、過去数年の用水利用料の移動状況を知りたい。	25年度組合費賦課予算額 26,024,000円 24年度組合費賦課予算額 26,428,000円 23年度組合費賦課予算額 26,576,000円 22年度組合費賦課予算額 26,840,000円 21年度組合費賦課予算額 27,112,000円

1 名称及び所在地

神奈川県相模川左岸土地改良区 (定款第 2 条)

神奈川県海老名市中新田 3-35-1 (定款第 5 条)
神奈川県相模川左岸土地改良区 2 階

2 設立年月日

昭和 5 年 8 月 普通水利組合として発足。

昭和 24 年土地改良法施行に伴い

昭和 27 年 7 月 28 日 神奈川県相模川左岸土地改良区に組織変更。

認可番号 神第 28 号

3 目的

この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(定款第 1 条)

4 沿革

本土地改良区は、昭和 5 年、新磯町、座間町、海老名町、有馬村、寒川町、御所見村、小出村、茅ヶ崎町（現・相模原市、座間市、海老名市、寒川町、藤沢市、茅ヶ崎市）に及ぶ 2,200ha 余の水田にかんがいする用水路及び、排水施設の整備を目的とする県営相模川左岸用排水改良事業の施行にあたり、相模川左岸普通水利組合として発足。

昭和 27 年の土地改良法施行に伴い、神奈川県相模川左岸土地改良区に組織変更され、現在に至っている。

5 特色

本土地改良区は、県央を南北に流れる相模川の左岸地区で、中央部をJR相模線が縦断し、茅ヶ崎・橋本間を結び、海老名市内で小田急線と交差し、海老名・横浜間を相模鉄道が往復する利便性のよい地域である。

近年急激な都市化が進む中で、水路上を遊歩道や公園化による緑の保全、地下水供給源や防火用水として、地域への役割は大きい。

昭和15年に完成した用水幹線水路による用水の安定供給を主体とする土地改良区である。

6 事業

- 1 本土地改良区は、次の内容により事業を行っております。

この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規定の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一、相模川、鳩川、目久尻川及び小出川から引水するかんがい施設及び相模川、鳩川貫抜川、永池川及び小出川への排水施設の維持管理
- 二、相模川左岸幹支線用水路及び幹線排水路の改修
- 三、相模川左岸幹支線用水路及び幹線用水路の災害復旧

(定款第4条)

- 2 事業年度

毎年4月1日から3月31日

7 地区及び面積

市町名	地目	面積 (m ²)	筆数
相模原市	田	584,364	1,036
座間市	"	1,167,849	2,131
海老名市	"	2,879,235	4,179
寒川町	"	1,286,297	2,311
藤沢市	"	119,904	300
茅ヶ崎市	"	592,752	1,590
計		6,682,559	11,547

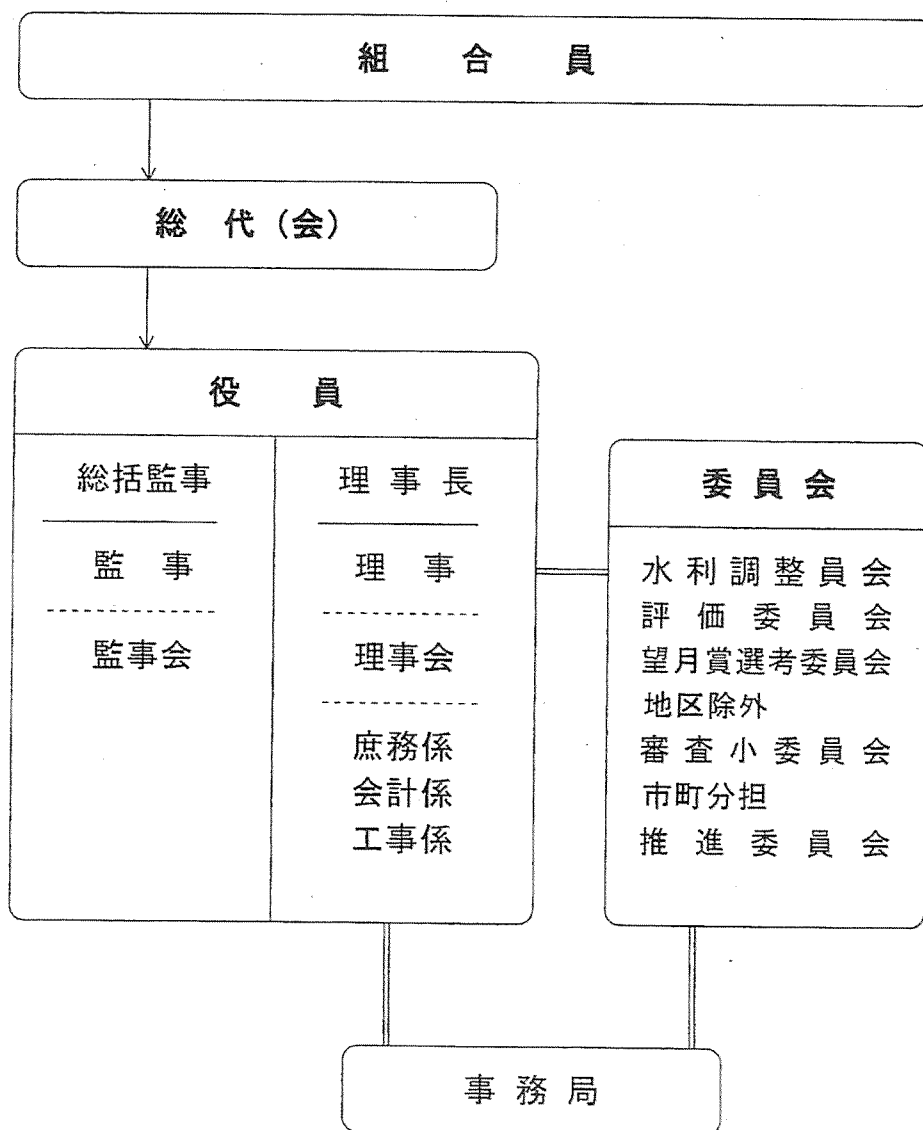
(平成23年4月1日現在)

8 組合員数及び地区総代 - 役員数

	組合員数	役員	総代	員外・顧問
相模原市	231	1	3	
座間市	461	2	7	1
海老名市	858	7	18	2
寒川町	530	4	10	
藤沢市	108	1	2	
茅ヶ崎市	430	3	13	1
受益地外居住	145			
	2,763	18	53	4

(平成23年4月1日現在)

9 土地改良区の機構図



10 経費の賦課

土地改良区の事業に要する経費と運営に要する経費を、原則として組合員の皆様に負担していただいております。(一部積立金と、県、市町からの補助金を充当しております。)

(土地改良法第36条要約)

賦課金の推移

年度	田	畑	面積	年度	田	畑	面積
昭和27	130	13	1反	昭和43	1,250	—	1反
28	230	23		45	1,500	—	
29	270	27		46	1,600	—	
30	300	30		48	1,400	—	10a
31	350	35		50	2,000	—	
36	450	45		55	2,500	—	
37	500	50		57	3,000	—	
38	700	70		平成 3	4,000	—	
40	800	80					
41	1,000	250					
42	1,100	275					

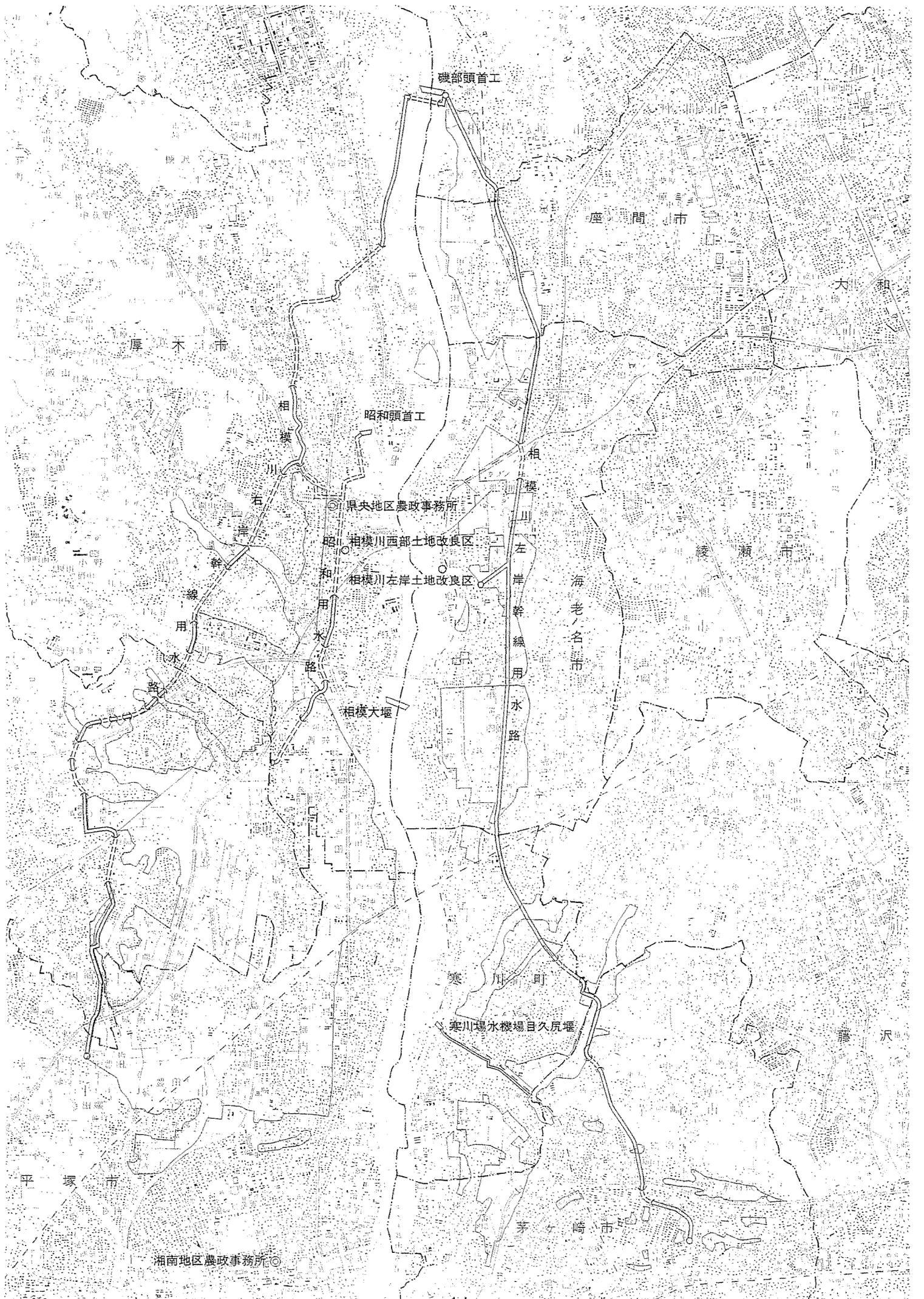
決済金の額 1m2あたり120円・調査費及び手数料1m2あたり5円

11 平成23年度 一般会計予算

収入 114,843,000円 支出 114,843,000円

組合費	26,576,000
使用料	4,818,000
県補助金	8,172,000
市補助金	61,592,000
補償料	4,415,000
雑収入	4,670,000
繰入金	3,600,000
繰越金	1,000,000

事務費	24,520,000
事務所費	3,560,000
諸費	3,487,000
負担金	39,419,000
維持管理費	42,957,000
繰出金	400,000
予備費	500,000



現況農用地無断転用状況

単位: 筆数: 筆
面積: m²

	平成20年度						平成21年度					
	平成20年4月1日現在		新規		是正		平成21年4月1日現在		新規		是正	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
田端	2	893	0	0	0	0	2	893	0	0	0	0
岡田	2	1,966	0	0	(分筆)	323	2	1,643	0	0	1	975
小谷	22	12,292	1	(分筆)	0	0	23	12,292	0	0	3	2,288
小動	1	255	0	0	0	0	1	255	0	0	1	255
宮山	29	18,756	0	0	3	990	26	17,766	0	0	3	1,812
倉見	5	2,496	0	0	0	0	5	2,496	0	0	0	0
合計	61	36,658	1	0	3	1,313	59	35,345	0	0	8	5,330

	平成22年度						平成23年度					
	平成22年4月1日現在		新規		是正		平成23年4月1日現在		新規		是正	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
田端	2	893	0	0	0	0	2	893	0	0	0	0
岡田	1	668	0	0	0	0	1	668	0	0	1	668
小谷	20	10,004	0	0	3	1,952	17	8,052	0	0	1	926
小動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮山	23	15,954	1	311	1	508	23	15,757	0	0	3	1,140
倉見	5	2,496	0	0	1	396	4	2,100	0	0	0	0
合計	51	30,015	1	311	5	2,856	47	27,470	0	0	5	2,734

	平成24年度						平成25年度(7月22日現在)					
	平成24年4月1日現在		新規		是正		平成25年4月1日現在		新規		是正	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
田端	2	893	0	0	0	0	2	893	0	0	0	0
岡田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小谷	16	7,126	0	0	0	0	16	7,126	0	0	0	0
小動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮山	20	14,617	1	558	1	558	20	14,617	0	0	0	0
倉見	4	2,100	0	0	0	0	4	2,100	0	0	0	0
合計	42	24,736	1	558	1	558	42	24,736	0	0	0	0

平成24年度 農振農用地区域違反転用調査一覧表(筆順)

筆順No	土地の所在	台帳地目	地積(m ²)	現況地目	通知用現況
1	田端	畑	684	資材置場他	資材置場
2	田端	田	209	資材置場他	資材置場、プレハブ等
3	小谷	田	354	資材置場他	駐車場
4	小谷	田	649	資材置場他	駐車場
5	小谷	畑	386	雑種地	駐車場
6	小谷	畑	230	資材置場他	駐車場
7	小谷	田	844	宅地	犬調教所ほか
8	小谷	田	164	宅地	廃材置場
9	小谷	田	144	資材置場他	資材、廃材置場
10	小谷	田	378	資材置場他	プレハブほか
11	小谷	田	195	資材置場他	プレハブほか
12	小谷	田	211	資材置場他	廃材(スクラップ)置場
13	小谷	田	446	資材置場他	廃材(スクラップ)置場
14	小谷	田	997	資材置場他	廃材(スクラップ)置場
15	小谷	畑	1,046	雑種地	駐車場
16	小谷	畑	427	資材置場他	自動車部品置場、作業所ほか
17	小谷	畑	895	資材置場他	自動車部品置場、作業所
18	小谷	畑	283	畑	プレハブ倉庫
19	宮山	田	1,080	資材置場他	駐車場、廃材置場
20	宮山	田	311	田	駐車場
21	宮山	畑	1,238	一部(750m ²)資材置場他	駐車場
22	宮山	畑	3,041	一部(260m ²)資材置場他	一部駐車場
23	宮山	畑	1,299	資材置場他	資材置場
24	宮山	畑	1,427	一部(390m ²)宅地	駐車場、事務所等
25	宮山	田	952	資材置場他	駐車場
26	宮山	田	487	資材置場他	駐車場
27	宮山	田	317	資材置場他	駐車場
28	宮山	田	214	資材置場他	物置等
29	宮山	畑	350	資材置場他	資材、廃材置場
30	宮山	田	578	資材置場他	駐車場
31	宮山	田	570	資材置場他	プレハブほか
32	宮山	田	501	資材置場他	プレハブ、資材置場ほか
33	宮山	田	287	資材置場他	残土置場ほか
34	宮山	田	54	資材置場他	資材、廃材置場ほか
35	宮山	田	558	資材置場他	資材、廃材置場
36	宮山	田	297	田	プレハブ、資材、廃材置場
37	宮山	田	164	田	残土置場ほか
38	宮山	畑	892	資材置場他	作業所、駐車場ほか
39	倉見	田	710	資材置場他	駐車場
40	倉見	畑	452	資材置場他	駐車場
41	倉見	田	677	資材置場他	駐車場
42	倉見	畑	261	資材置場他	駐車場

○観光協会補助事業 《産業振興課》

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 寒川神社という大きな観光資源があるにもかかわらず、有効に活用されていない。また、それをいかに活かし、将来の町の観光政策をどうしたいのかという明確なビジョンも感じられない。 ◇ 町の観光資源に関し、その掘り起こしと活用が不十分であり、PRもできていない。 ◇ 事業目的を「寒川の魅力を再発見してもらう」としており、非常に受動的である。 ◇ 観光協会の運営状況について、次の点が問題である。 <ul style="list-style-type: none"> * 非常勤(月14日勤務)の事務局長に対し、月額約22万円の報酬を支出している。 * HPアクセス数やブログ更新回数などからすると、現状ではITを有効に使いこなしているとは言い難い。 * 事務局は、事務局長をはじめ非常勤の職員で構成されており、常勤職員がいないため、それなりの事業規模になってしまっている。 	
	事業の方向性	拡充 (委員別内訳 拡充:3、現行:1、抜本的見直し:1)
評価	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 将来の町の観光をどのようにするのか、町民・事業者・町の役割分担等を含めた中長期的なビジョンを早急に作り、内外にアピールすることが必要。 ◇ 観光資源については、町内の関係団体(工業・商業・農業)との連携が重要である。 ◇ 町の観光に関し、もっと積極的にアピールする姿勢が必要。 ◇ 観光協会に関し、次のような改革や取り組み等が必要。 <ul style="list-style-type: none"> * 事務局長については、HP・ブログ・ツイッター・フェイスブックなどの観光客増加に有効なITに精通している常勤可能な若手事務局長の公募が可能であろう。新たな観光を模索するのであれば、現体制の抜本的改革が必要不可欠。 * イベント等の事業の充実が必要。駅前広場を活用し、生産農家との連携による直売会の実施など、集客実績を積み重ねるような地道な努力が必要。 	
	予算額	現行 (委員別内訳 現行:3、増額:2)
結果	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現時点では現行どおりとするが、観光協会は予算内での効率的・効果的な事業実施について工夫をするとともに、会員の確保に努め、自立化を図ることが必要である。事務局長の交代等を含む現体制の抜本的改革を行わない限り、予算の減額は必至である。 <p>《補助意見:増額》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 中長期の計画を策定し、体制を一新したうえで、新たな試みや大きなプロジェクト(北口商店街、寒川神社の参道計画等)を行うのであれば、観光協会の人員や設備などに先行投資が必要になると考えられるため、予算の増額もあり得る。ただし、将来的には独自収入の確保による自立が望ましい。 ◇ 事業費に予算の20%程度しか使えない現況では、イベント等の充実は困難である。商工会などが中心となり、寒川の観光の方向性を見出すためには、事業費としての増額はあり得る。 	

網掛け部分を修正(「また、将来的には」という文言を削除)

《観光協会補助事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員長) 補助金について、概要説明書では24年度836万6千円と書いてあるが、観光協会の総会資料では900万円と書いてある。この違いは何か。

(担当) 収入済額のところに900万円とあり、観光協会収支決算書の表の上に町返戻額ということで63万3千881円としてある。900万円からこの約63万円4千円を引いた数字が836万6千円である。

(委員長) この返戻額については、観光協会収支決算書の支出の部にも入っているのか。

(担当) 入っていない。収入済額から支出済額を差し引いて、更に余剰額を町に返して、その残りを観光協会の繰り越しという形にしている。

(委員長) 事業費補助ではなく丸抱えの運営費補助で、その運営費も半分くらいが人件費だから、余ったら返すということか。事務局長は常勤か。

(担当) 月14日の非常勤である。

(委員長) 賃金というのはアルバイト代か。単価幾らで行っているのか。

(担当) 900円である。

(委員長) 事務局長の報酬に変動はあるか。

(担当) ここ数年変わっていない。

(委員長) 月14日勤務の事務局長で、それなりに仕事は忙しいのか。

(主管課長) 月14日では対応しきれない部分がかなりある。

(委員長) 観光協会の資料として「平成24年度収支決算書(総合体育館駐車場特別会計)」というものが添付されているが、これはどのような事業か。

(主管課長) これは総合体育館の隣にある公園の駐車場を、総合体育館が閉まっている年末年始(12月31日から1月3日まで)の4日間について、町が観光協会に目的外使用を認め、観光協会が寒川神社への参拝客用駐車場として運営するという事業である。そこで上がった収益から、観光協会が委託した業者への諸費用を差し引いた額の半分を町に寄付し、残りを純収益ということで、将来、観光案内事務所を作るための基金として積み立てているものである。

(委員長) 純収益を年度内の事業費には充てないのか。

(担当) 観光協会は、商工会に間借りしている状況であり、また、寒川神社の参拝客をどのように町内で回していくのかという点を第一に考えた場合、神社周辺に案内所兼事務所を設けたいという希望があり、その資金を積み立てていくとのことである。

(委員長) 財産目録を見ると、積立金としては既に289万円もある。

(担当) これは以前に体育館3階の喫茶室で、観光協会の案内所のような形で運営していたことがあり、その際に出た利益の積み立て分である。それ以前の積み立て分も若干入ってはいる。

(委員長) 町に寄付をしていると言うけれど、町が他に直接委託すれば、その部分が全て町に入る形になるので、町から97万4千222円の特別な補助を出しているとも言える。総合体育館が休みなのは、年4日間だけか。

(主管課長) 連続してはここだけである。あとは、隔週月曜日が休みではあるが、連続はしておらず、また、公園利用者がいるので駐車場は開放し、無料である。

(委員長) 年末年始の営業で、1日73万6千円というのはすごい。736台の車が入り出しているということなので、その時に何か売ったらどうか。

(主管課長) ご意見のとおり、花とか地場の物を売ったらどうかという提案を担当課から観光協会に行ったが、準備が間に合わないということで昨年度は対応してもらえなかった状況である。

(委員長) 受託業者は何人くらいで対応していたのか。

- (担当) 6人くらいである。今後も同様に行うようであれば、観光パンフレットを配ったり、町の花やシクラメンを売ったりなど、観光協会に対して指導していくつもりである。
- (委員) 問題は、寒川神社の周りに活気がないことである。食事をする場所もなく、物を売っている場所もなく、神社があるだけである。寒川神社を中心に観光を考えて、そこに観光協会の建物を作ってもしょうがないと思う。町の商店街の人がどれだけ首を突っ込んでいるのか、というのを聞きたい。寒川・宮山駅前の商店街の店主が、この観光事業に対してどれだけ熱意を持って動くかによると思う。役場がいくら頑張っても駄目だと思う。
- (主管課長) 商工会、観光協会を含めた中で、寒川神社門前町構想という神社南側に土産物屋などの商店を設置し、できたら宿泊施設までも含めて、まちづくりをしていったらどうかという話が検討されていると聞いている。
- (委員長) この財政調整基金積立金は現在289万7千円だが、目標額がいくらで、その目標額で何をするつもりなのか。
- (主管課長) 目標額までは把握していないが、観光協会としては、神社の周辺、または隣接した場所に事務所兼観光案内所とお土産も売る施設を設置したいと考えている。
- (委員長) 建屋を建てるのであれば、何千万円かかるのでは。
- (主管課長) 現存する建物を借りて、中のリフォームをした形で対応したいという考えで、当座の家賃と軌道に乗るまでの家賃等について基金の中で対応していきたいということである。
- (委員長) その必要はあるのか。補助金をもらっても余ったら返しているわけだから、プールをせずに、その分を運営費に回す。そうすれば少なくとも年度あたり180万円くらいにはなるので、180万円あったら1か月15万円くらいの家賃なら払えるので、そのようにした方が良いのでは。
- (主管課長) 観光拠点を見つけたら、すぐにでもそこに拠点を移したい考えである。
- (委員長) 現時点で見つからないのであれば、全部町に返すべきである。言葉は悪いかもしれないが、あぶく銭なのだから。自分たちは何もしないで、町の資産を使って業務を他の会社に委託し差額として90万円も貰っている。それでも、使うのであればいいが、「いつやるのか？」と聞いても「今はお金を貯めている」という話で、使わないでとりあえずプールしているというのはいかがなものか。小さくてもいいから始めて、それから大きくしていくという形にしないと、お金が貯まってからやるというのでは遅いのではないか。
- (担当) 例えば、いつできるかは分からないから、町に全額返してしまい、その物件が見つかった際に「敷金、礼金が必要です」となった時にどこからお金を出すのか、という問題がある。すぐに町からその分を追加で補助することはできないので、このような形態をとっているところである。
- (委員) せっかく寒川駅前を再開発したのだから、駅前に観光協会を作ったらどうか。
- (委員) 神社は神社でやってもらえばいいのではないか。
- (委員) 観光協会は、今やっている事業がいろいろなところで軌道にのり、取りまとめをしているのでは。将来的に長いスパンで考える必要がある門前町の構想はどこがメインでやるのか。観光協会それとも商工会なのか。
- (主管課長) 町としては、民間主体で声をあげていただきたいと思っている。観光協会、商工会、そちらで対応するという事になっている。また、神社の宮司さん、町長、商工会会長、観光協会会長の4者で、正式なものではないのだが、今後の観光施策についての懇談会を定期的に行っているところである。
- (委員) 構想についての検討は始まっているとのことだが、この約290万円という基金については、結局、使う先が決まっていないという感じがする。
- (主管課長) 基金と門前町構想とは別である。今は神社に来るお客さんが、そこで買い物をする場所もなく、その情報を仕入れる所もないわけで、神社のそばに事務所を設けて、アンテナショップ的な機能を持ち、事務所も兼ねるような場所を作りたい、という考え方で

ある。

(委員) 目星はあるのか。

(主管課長) 神社周辺でいくつかあたっているようだが、交渉の部分があるので詳しいところまでは聞いていない。

(委員長) 現状分析はどの程度しているのか。寒川神社には年間180万人来るとのことだが、そのうち年末年始の4日間で何人くらいの人があるのか。また、公共交通機関で来る人が何人、車で来る人が何人、などの内訳に関する部分までの分析などはされているのか。

(主管課長) していない。

(委員長) 現状分析をしないと、観光協会をどこに置いたらいいのか分からないのでは。自分の経験からしても、駐車場に車を置いたら、駐車場と神社の往復だけで、神社の外側に観光協会があっても結局行かないと思う。しかし、公共交通機関で来る人がある程度いるというのであれば、駅のそばに観光協会を作ったほうがいい。やはりそのへんの現状分析をきちんとするべきだと思う。

(副委員長) 町として、行政の施政として、寒川町の観光をこれからどのように持っていきたいという施政は何かあるのか。

(主管課長) 現状を言うと、大きな目玉というのは寒川神社しかないもので、まずは、町民の皆さんに寒川町の観光資源だったり、イベントだったり、そういった部分で町の再発見をしていただいて、町に誇りを持っていただき、「寒川ってこんな良いところなんだよ」というふうな環境を作っていきたい。新しい観光資源を作らなくてはいけないのも十分承知しているが、歴史と伝統の中で培われてきた資源もある。ガイドマップにもいろいろ観光資源があるので、こういったものを活用して観光を推進していきたいと考えている。やはり、おもてなしということが大事であるため、まず、自分の家に人を招く時にはどうするかというと、やはり玄関や家の中を掃除したり、庭を掃除したりということで、環境を整えて招き入れると思う。食事をご馳走する時には、外の物ではなく、自分の家の近くで採れたものでおもてなしをしようと思うし、また帰りに何かお土産を持たせるのであれば、地元のものを持たせるということになると思う。その考えを広げて、町の観光に当てはめていくのが、まずは地域資源を生かした魅力ある観光づくりをする策ではないのかなと考えている。

(副委員長) もう一つ先を見てももらえないか。というのは、この委員会でも過去に取り上げたが、現実に何千万円と注ぎ込んでいるのがツインシティ構想。これだけ大きな事業で、町としても相当なお金を注ぎ込んでやろうとしている。あれができれば駅前観光どころではない。町として、こういう施策を打っていくのなら、観光事業としても将来を見据えた上で見解を示して、町民、商工業、農業の方々と一緒に「こういう方向に持っていきたいんだ」ということを議論していただければ、大変有難いと思う。

(委員長) 町民や関係団体等を巻き込んだ、寒川の観光に関する協議会のようなものは何かあるのか。

(主管課長) 現在は特にない。

(委員長) それをやらないと、何も始まらないと思われる。例えば、寒川神社という観光資源があるのだから、それをどういうふうに活かしていくのか、きちんと話し合う場が無いと、「お金をちょっと貯めてます」とか「場所は未定」のような担当者レベルになってしまう。寒川神社は正月に駅を利用する人が多いから観光協会が音頭をとってシャトルバスを運行するなどの大きなイベントをやらないと。今の人員体制がアルバイトを含めて4名しかいないので、大きなことはできないと言っていると、今と変わらない状態が今後も続く。町からの補助金は年に800万円そんな多く無いように見えるが、10年経ては8千万円だ。やはり抜本的に何かを考えてやっけていかないと、という気がする。

(委員) 外国人に対してのアピールは何かしているのか。

(主管課長) 町関係部署と連携して、県の「新たな観光の核づくり事業」というものに寒川

も手を挙げてみようかということで、いろいろと検討は行った。結果的に言うと直前で断念はしたのだが、縦貫道もでき、羽田や成田からのアクセスも良くなるので、寒川独自というとなかなか厳しいので、横浜、鎌倉、箱根、大山などの中心に寒川は位置しているということから、寒川にも立ち寄ってもらえるように検討を進めたいと思う。

概要説明書

事務事業・事務経費名	観光協会補助事業	体系コード	5152-01
主管課等名	産業振興課観光担当		

○事務事業・事務経費の概要

目的	事業を実施することにより観光客及び町民に寒川の魅力を再発見してもらう。		
概要	町の観光振興の総合的推進を図る観光協会に対して補助を行うことで、町の観光資源のPRや町民参加型の観光事業などの事業展開を行う。		
目標	観光振興に向けた事業数 (観光協会主催事業: 史跡収穫ウォーク・写真コンクール)	平成24年度の指標	3
		平成24年度の実績	3
効果	観光事業への参加者数(人)	平成24年度の指標	200
		平成24年度の実績	163

○平成24年度実施内容

(単位: 千円)

実施方法	○委託業務の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先) ○補助金の有無: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先 寒川町観光協会補助金・寒川町観光協会)			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	補助金の交付	補助金の交付申請に基づき、前年10月頃の予算要望段階の内容と比較するとともに、事業内容を精査し、補助金を交付する。	8,366	8,200
	観光協会への指導など	【自主財源確保のための取組指導】 会員の拡大、加入促進 グッズ販売 年末年始の中央公園駐車場の管理運営 【事務局体制の検討】 月14日勤務の事務局長、事務局次長、非常勤事務職員、週1回程度のアルバイトの4名体制で何ができるか、どこまでできるか、町として何を求めるのか、常勤職員不在で協会として充実した活動ができるのか、協議をすすめている。 【観光案内所の検討】 寒川神社の参拝客に対して、町内での滞在時間を延ばし、お金を使っていただく観光客に変えていくには、寒川神社周辺に観光案内所の設置が必要である。協会の事務局は商工会館の一部に間借りをしており、さらに土日祝日は休みであるため、観光案内などができる状況ではない。そのようなことから神社周辺への事務所兼案内所の設置に向けて候補地の絞り込みをするよう指導している。		
	事業費・経費 計		(a)	8,366
平成24年度人件費相当額			(b)	361
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b)	8,727
				(平均給与額 @6,566千円 ×0.055人)

概要説明書

○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> 必要な事務事業か 事務事業のニーズは 事務事業の公共性は 社会環境変化 	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	史跡・収穫ウォーク、写真コンクール、パンフレット製作、ボランティアガイドの養成など町の政策目的の実現に一定の役割を観光協会が補っているため、補助金は必要であると考えます。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> 町が実施すべき事務事業か 町が実施しない場合の影響は 町民との協働は進めているのか 	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	温泉地などの観光地であれば、宿泊施設や土産屋が、観光客獲得のために観光協会の会員となり、協会の運営を支えることになるが、寒川町の状況では、町が支援しないと運営できない。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか	<ul style="list-style-type: none"> 成果指標の達成度 活動内容は適切か 	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	ホームページの更新やパンフレット製作も頻繁に行われており、誘客につながる新鮮な観光情報の提供ができています。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> 効率的に行われているか コストの削減 実施手法 受益者負担 	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	物販など収入につながる事業を実施したり、参加者負担のみでイベントを開催するなどの工夫をしている。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		観光協会は、月14日勤務の常務理事兼事務局長、事務局次長、非常勤事務職員の3名に加え、ホームページの更新を主な業務として週1回程度出勤するアルバイトの4名体制となっている。この体制で、観光協会の目的実現やさまざまな団体と協力しながら観光資源となる事業を実施したり、観光ボランティアガイドの養成などを行っているが、その財源は会費と町補助金である。町が補助金を廃止した場合、観光協会が補っていた事業を町が行うことになり、単純に計算すると常勤で2名が必要となる。また行政では会費収入を得ることはできないため、その分の補填も必要となる。役場に観光担当があり、町に観光協会が存在していれば、観光に対してさらに事業展開するように期待や要望が高まることは必然である。「寒川町は観光地ではない」とおもいきった判断をして、観光担当の廃止、観光協会の廃止をしない限りは、拡大・充実の方向であり、中途半端に縮小はできない。		
平成25年度に向けた課題		寒川神社の参拝客を史跡・文化財など豊かな自然や農産物直売所や飲食店へ誘導し、観光客としての消費活動につなげられるかが大きな課題である。そのためには、寒川神社周辺に観光協会の事務所を兼ねた観光案内所が必要と考えます。その設置費用などの初期投資資金をいかに確保できるか、全国的には、収益事業の一環として地方自治体の観光案内所や博物館、駐車場などの運営を指定管理者として受託するケースがみられますので、このようなことも検討する必要があると考えます。		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		観光協会を一般社団法人化することで、組織としての管理体制と責任の所在が明確になり社会的認知度と信頼性が増すこととなります。このことにより指定管理などの新たな事業展開が可能となります。そのためには、同時進行で常勤職員の配置についても検討を進める必要があります。財政基盤の確立と事務局体制を強化するための取り組みについては、町としても可能な範囲で協力と支援を行っていく。		

○その他

町における類似事業		
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	藤沢	61,843,000
	茅ヶ崎	27,796,000
	鎌倉	44,551,000
	平塚	13,700,000
	二宮	9,120,000
	大磯	14,694,000
特記事項 (事業の沿革等)	【水と緑の推進事業】 (共催)小出川彼岸花まつり (共催)びっちょり祭(実行委員会事務局)	【基盤充実事業】 観光サポーターの組織化 観光ボランティアガイド養成 広域連携(寒河江市・藤沢市・茅ヶ崎市・平塚市) HP、ブログでの観光情報発信
	【地域文化奨励事業】 (主催)史跡・収穫ウォーク (主催)写真展	【後援事業】 獅子舞の会や大凧まつりなど、多くの後援をしている

観光協会補助事業 《産業振興課》

委員氏名	確認したい内容(希望する資料)	回 答
石田 委員長	開始事業年度	平成3年度からです。
	観光協会の組織・事業全体がわかる資料、財務諸表会費金額等	別添「平成25年度定期総会」資料をご参照ください。
	町役場の観光担当の業務内容と人容	【業務内容】 実行委員会の構成団体に加わり、イベントを開催。 さまざまな団体が開催するイベントのPRや支援。 マスメディアや観光客に対する、観光資源のPR。 フィルムコミッション的な業務。 観光協会に対する指導、助言、支援。 周辺自治体と連携した観光キャンペーン。 【人容】 商工と労政を兼務する職員5名です。
	比較参考値の数字は何を表しているのか？	近隣自治体が平成25年度に観光協会に支出する 予定の補助金予算額です。
	町として入り込み観光客数や観光収入の目標値はないのか？	観光客数は、総合計画では平成32年度に250万人を目標指数としています。この数値は神社の参拝客に加え、観光協会主催のイベント参加者や町外からの集客に貢献している直売所への買い物客を加えた目標としています。 ただし、県に報告している入り込み観光客数(県の統計数値)は、神社の参拝客数のみであり、過去からの比較ができなくなるので、観光客が集まるような新名所や新イベントができない限りは変更することができないと指導を受けていますので、総合計画の目標値との差が生じます。 また、観光収入については、土産店や宿泊施設がないので、目標値を設定していません。
宮内 副委員長	寒川町の観光の目玉である寒川神社との連携のため、協会と町との三者での会議等を持たれているのか伺いたい。	商工会を加えた四者のそれぞれトップは定期開催ではありませんが、会談の機会を設けています。 また、観光協会の理事に寒川神社と町も加わっていますので、定期的に意見交換はしております。
	町の観光パンフレットを希望したい。	ガイドマップを添付します。 ※省略
新木委員	収支に関する決算資料	別添「平成25年度定期総会」資料をご参照ください。
	各事業ごとの収支内訳となる資料 (水と緑の推進事業・基盤充実事業・地域文化奨励事業・後援事業等)	別添「平成25年度定期総会」資料をご参照ください。

生田委員	平成24年度決算見込額(8,366千円)の支出明細を提出下さい。観光案内所ありきでは？	別添「平成25年度定期総会」資料をご参照ください。
	寒川町の魅力ある観光資源とは何が考えられますか？具体的に	寒川神社をはじめとして、史跡・文化財、相模川、メロン、スイトピーなどが考えられます。
	観光ボランティアガイドの育成をしているとありますが、誰が、何を？	観光協会が寒川町を訪れる人々に、寒川神社を始めとする、寒川の景観、自然、歴史、文化、産業(工業、商業、農業)、伝統芸能、イベント等を紹介・案内する観光ボランティアを募集し、26年度からガイド活動を実施する予定で、25年度は基礎研修を実施しています。
	観光事業に寒川駅前、宮山駅前商店街の積極的参画はありますか？	茅ヶ崎海岸浜降祭と同日に初めて実施した、さむかわ神輿まつりには、会場を盛り上げるために、寒川駅北口商店会が定期的実施している朝市の日程を変更して参画しました。 また寒川駅北口商店会では、冬の時期には商店会の活性化を目的にしていますが、駅前公園にイルミネーションを点灯させています。 宮山駅前には数店舗が点在しているだけで、商店会組織もないので、参画はありません。
	二宮町では商店街店主がリーダーとなり観光事業を展開している情報がありますが、見学しましたか？	二宮町のさまざまな業種の商店主らでつくるグループが2001年4月の生涯学習センターラディアンの開館をきっかけに街を活性化させようと始めた、日曜朝市のことでしょうか？来場者の声を聞きながら、季節感を大切に、目玉となる店を出したり、品ぞろえを増やしたり、くつろげるイスやテーブルを用意したりするなど工夫を重ねてきたことで、月1回の開催日には来場者であふれているようです。

平成 2 5 年度

定 期 総 会 議 案 書

日 時 平成 2 5 年 5 月 2 3 日 (木)
午後 3 時 0 0 分 ~

場 所 寒川町商工会 2 階 大会議室

寒 川 町 観 光 協 会

寒川町観光協会定期総会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 長 選 出

4. 議 題

第1号議案 平成24年度寒川町観光協会の事業報告並びに
収支決算の承認について

(監査報告)

第2号議案 平成25年度寒川町観光協会の事業計画(案)並びに収支
予算(案)の承認について

第3号議案 役員を選任並びに会則(第9条別表所属団体等)の
変更について

その他

5. 来賓あいさつ

6. 閉 会

事務連絡

懇親会のご案内

第1号議案

平成24年度寒川町観光協会の事業報告並びに収支決算の承認について

24年度事業報告

平成24年度事業は、会員各位並びに関係機関、観光サポーターの皆様のご支援ご協力によりまして新規事業を含め下記の通り滞りなく実施することができました。

新規イベント事業として8月にさむかわ中央公園にて実施したびっちょり祭は観光協会が実行委員長、事務局を担当し、水鉄砲バトル、ステージイベント、デンジャラスエリアやバザールゾーンへの子供達や家族連れ、また近隣市からの参加など総勢5000名の来場者があり、大変好評を博しました。

11月には、JC、JA、商工会青年部が中心となって実施したみんなの花火大会に後援しました。この花火大会は冬場にもかかわらず町民はもとより、隣接の茅ヶ崎市民からも好評を得ました。

下期から会長の管轄のもと、副会長を委員長とする2つの委員会を立ち上げ、「花と緑の推進委員会」は寒川の次世代の観光名所にしていく趣旨で、寒川ロータリークラブ、おおぞう彼岸花の会と連携し、青少年広場や企業庁水道局用地への桜の植栽を実施しました。「観光ボランティアガイド委員会」は寒川町を訪れる人々に、寒川の景観、自然、歴史、文化、産業、伝統芸能、イベント等を紹介、案内する観光ガイドの養成について検討を重ね、3月にその募集をしましたところ、8名の方から応募があり、次年度は研修プログラムに沿ってガイド養成を図っていく予定です。

また、新たに観光案内板の設置、観光ガイドマップや寒川の祭りポスターの作成など観光客誘致のためのツール整備にも取り組んでまいりました。さらに、財政基盤強化策の一環として検討してきた駐車場運営事業につきましては、町のご理解を得て、年初三が日に寒川町総合体育館駐車場の料金徴収業務に関し、売上を基金に積み立てることが出来、今後の財政基盤強化に資することが出来ました。

以上、今年度は、これら新規事業に加え、史跡・収穫ウオーク、小出川彼岸花まつり、獅子舞の会や観光サポーターの強化・育成、写真コンクールや各種後援、協賛事業を通じ、テーマとして掲げた「来て・見て・集う湘南寒川」の実現に向け取り組んでまいりました。最後に、寒川神社門前町構想については、4者会議（町、寒川神社、商工会、観光協会）で基本合意を得たことも報告いたします。

1. 実施事業、活動一覧

事業名	事業内容
水と緑の推進事業	<p>①小出川彼岸花まつり（9/29 打戻式典会場） おおぞう彼岸花の会と連携し、おおぞう会場周辺の球根の植栽、草刈りの実施、式典会場での観光ガイドマップ配付、おおぞう会場での物品販売などを実施 25年は寒川が式典会場となるため、その準備を進める。</p> <p>②桜の植栽 9月に花と緑の推進委員会を発足させ、桜の植栽について検討 次世代の観光名所とする趣旨でロータリークラブ、おおぞう彼岸の会と連携し、青少年広場に桜の苗木40本、企業庁水道局用地に8本を植栽。</p>
史跡・収穫ウオーク事業	<p>①収穫・史跡ウオーク（秋） 10月20日（土） 寒川駅前公園～安楽寺応神塚～福泉寺～念宗寺～寒川広域リサイクルセンター～藤井農園（芋ほり）～菅谷神社～後藤花園～寒川駅前公園解散 参加者 54名（男性9人、女性32人）観光サポーター職員 13人</p> <p>②町史講座&史跡ウオーク（春） 平成25年3月9日（土） 文書館～一之宮緑道～不動堂～梶原景時館址～文化財学習センター 景観時～十三塚～旧中原街道～応神塚～寒川中央公園 参加者41名（男性16名、女性11名）、観光サポーター職員14人</p> <p>③JR駅からハイキング 3月23日（土） JR東日本横浜支社の企画に協力し、案内誘導を実施 寒川駅～安楽寺～寒川神社～倉見駅～行安寺～観音堂～旧日久尻川緑道～わいわい市～寒川駅前公園 600人参加 観光サポーター職員 10人</p>
第22回寒川写真コンクール	<p>①町内の年中行事、風景、景勝、神社仏閣、風俗、文化財、産業物産などを対象とした観光の部（100点）と町内の題材に限定しない一般の部（76点）の2部門で176点の応募があり、表彰式では、寒川町長賞をはじめ17団体・企業からご支援いただき各賞を授与</p> <p>参加出点数 176点 入賞者数 42点 展示期間 平成24年12月18日（火）～12月27日（木） 展示場所 寒川町民センター展示室 入場者数 約200名 表彰式 平成24年12月27日（木） 町民センター視聴覚室</p>
獅子舞育成事業	<p>4月の倉見さくらまつりから新年の町内めぐりまで22回 公演披露 倉見桜まつり、松苑書展30回記念祝賀出演（横浜）、一之宮八幡大神例祭、寒河江神輿の祭典祝賀出演（寒河江市）、産業祭り、正月町内巡り（商工会、町役場、さがみ農協、わいわい市、日産工機、寒川神社ほか3神社、保育園3、老人ホーム 訪問5 会員数 19名 平成25年2月から毎月第2、4日曜日に新入会員を対象に練習を開始 中学生、20～30代の若いメンバーが加入</p>
観光情報発信推進事業	<p>観光案内板 町内JR3駅に設置 さむかわ観光ガイドマップ 5000部×3回 15000部 総合体育館3階の情報発信基地は閉店したが、情報発信については観光協会のホームページやブログにて、寒川の観光情報の発信を続けた。 会員一覧や会員の紹介も実施</p>

	<p>HPアクセス数 8451 (5/1 現在) 4月 683 一日平均 22 ブログ 年間で67回、概ね月5~6回 観光に係わる情報をアップ 4月 913 一日平均 30</p>
<p>駐車場料 金徴収受 託事業</p>	<p>自主財源確保のため、年末年始の寒川総合体育館の駐車料金徴収業務委託を受注 12月31日~1月3日 延べ2947台×1000円= 2947千円売上 経費を差し引き、半額を町に寄付、残り半額を財政調整基金に積み立て</p>
<p>共催・後援 ・協賛・ 協力事 業</p>	<p>① 倉見桜まつり 獅子舞の会出演 4月8日(日) ② 小動 大凧まつり 5月4日(金) ③ 浜降祭 7月16日(月) ④ 寒川びっちょり祭 8月19日(日) ⑤ カヌー教室 9月2日(日)~22日(土) ⑥ 小出川彼岸花まつり 9月29日(土) ⑦ 寒川みんなの花火大会 11月10日(土) ⑧ 産業祭り 11月18日(日) ⑨ チャリティコンサート 京丸夢之助 11月25日(日) ⑩ 筆供養(寒川書道連盟主催) 2月17日(日) ⑪ 小出川桜まつり 3月3日(日) ⑫ 町史講座&史跡ウォーク 3月9日 ⑬ JR駅からハイキング 寒川コース 3月23日(土)</p>
<p>会 議</p>	<p>(1) 定期総会 日 時 平成24年5月29日(火) 午後3時~ 場 所 寒川町商工会 2階 会議室(議 題 第1号議案 平成23年度寒川町観光協会・観光情報発信推進事業 (特別会計)の事業報告並びに収支決算の承認について 第2号議案 平成24年度寒川町観光協会の事業計画(案)並びに 収支予算(案)の承認について 第3号議案 会費基準及び徴収規程の一部改正について 第4号議案 役員の任期満了に伴う改選について</p> <hr/> <p>(2) 正副会長会議開催 6回 (3) 観光協会理事会開催 6回 (4) 寒川町観光事業検討協議会役員会 1回 (5) 顧問、相談役会議 2回 (6) 観光サポーター会議 6回 (7) 花と緑の推進委員会 3回 (8) 観光ボランティアガイド養成検討委員会 3回</p>

平成24年度収支決算書

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

収入済額 11,272,851円

支出済額 10,045,991円

町返戻額 633,881円

差引残額 592,979円
(翌年度繰越金)

収入の部

(単位 円)

科 目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	比較増減	備 考
1 会 費	1,214,000	0	1,214,000	1,078,000	-136,000	
1会 費	1,214,000	0	1,214,000	1,078,000	-136,000	平成24年度実績 組織団体 15 300,000 特別法人 4 80,000 普通法人 41 410,000 個人事業所 49 98,000 個人(95名) (95口) 190,000 計 204件(204口) 1,078,000
2 補 助 金	9,000,000	0	9,000,000	9,000,000	0	
1 補 助 金	9,000,000	0	9,000,000	9,000,000	0	寒川町補助金 9,000,000
3 協 賛 金	0	0	0	0	0	
1 協 賛 金	0	0	0	0	0	
4 繰 越 金	706,000	0	706,000	706,069	69	
1 繰 越 金	706,000	0	706,000	706,069	69	前年度繰越金
5 財 産 収 入	1,000	0	1,000	111	-889	
1財 産 収 入	1,000	0	1,000	111	-889	財政調整基金積立金利子
6 諸 収 入	291,000	0	291,000	488,671	197,671	
1預 金 利 子	1,000	0	1,000	681	-319	
2 観光収穫 ウォーク大会	100,000	0	100,000	68,500	-31,500	
3 雑 収 入	15,000	0	15,000	141,715	126,715	情報発信推進基地備品売却67,350 ご祝儀等74,365
4 写真展 協賛費	45,000	0	45,000	50,000	5,000	
5参加費収入	10,000	0	10,000	45,000	35,000	
6収 益 収 入	120,000	0	120,000	182,775	62,775	
収入合計	11,212,000	0	11,212,000	11,272,851	60,851	

支出の部

(単位 円)

科 目	当初予算額	補正・流充用額	予算現額	支出済額	不用額	備 考
1 管理運営費	7,582,000	36,693	7,618,693	7,225,004	393,689	
1 報 酬	2,588,000		2,588,000	2,587,200	800	報酬
2 給 料	0		0	0	0	
3 職員手当	0		0	0	0	
4 共済費	104,000		104,000	7,455	96,545	雇用保険・労働保険
5 賃 金	2,874,000		2,874,000	2,779,593	94,407	臨時職員賃金
6 旅 費	256,000		256,000	209,580	46,420	役員費用弁償、職員旅費
7 渉外費	140,000	36,693	176,693	176,693	0	慶弔費等
8 需用費	330,000		330,000	266,355	63,645	消耗品費、食糧費等
9 役務費	230,000		230,000	176,998	53,002	通信費
10 委託料	0		0	0	0	
11 使用料及び 賃借料	456,000		456,000	449,880	6,120	事務所借用料・インターネット通信料
12 研修費	100,000		100,000	85,750	14,250	研修費
13 負担金及び 交付金	415,000		415,000	411,500	3,500	各種事業補助金
15 公課費	89,000		89,000	74,000	15,000	軽自動車税・法人税均等割
2 事業費	3,429,000	16,313	3,445,313	2,820,876	624,437	
1 水と緑の推進 事業費	419,000		419,000	311,784	107,216	球根・桜
2 写真展開催事業費	228,000	16,313	244,313	244,313	0	写真コンクール
3 獅子舞事業費	250,000		250,000	241,540	8,460	獅子舞育成費
4 観光・収穫ウォーク 事業費	151,000		151,000	111,356	39,644	ウォーク事業
5 観光サポータ 育成事業費	100,000		100,000	78,398	21,602	観光サポータ
6 観光広域連携推 進事業費	920,000		920,000	828,654	91,346	町補助金返戻 寒河江ソナー
7 観光情報発信推 進事業費	1,192,000		1,192,000	866,045	325,955	看板・マップ
8 収益事業費	169,000		169,000	138,786	30,214	イベント時の仕入費用
3 積立金	1,000	0	1,000	111	889	
1 積立金	1,000		1,000	111	889	調整基金積立利子
4 予備費	200,000	-53,006	146,994	0	146,994	
1 予備費	200,000	-53,006	146,994	0	146,994	予備費
支出合計	11,212,000	0	11,212,000	10,045,991	1,166,009	

平成24年度収支決算書(総合体育館駐車場特別会計)

自 平成24年12月31日

至 平成25年1月3日

収入済額 2,947,000円

支出済額 998,555円

町寄付金 974,223円

差引残額 974,222円

(財政調整基金に積立)

収入の部

(単位 円)

科 目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	差 引	備 考
1 諸収入	0	3,000,000	3,000,000	2,947,000	-53,000	寒川総合体育館駐車場
1 駐車場管理運営収入	0	3,000,000	3,000,000	2,947,000	-53,000	12/31~1/3 2947台×1000円
収入合計	0	3,000,000	3,000,000	2,947,000	-53,000	

支出の部

(単位 円)

科 目	当初予算額	補正・流用額	予算現額	支出済額	差 引	備 考
1 管理運営費	0	50,000	50,000	47,885	2,115	
7 渉外費	0	3000	3,000	2,688	312	近隣あいさつ茶菓子
8 需用費	0	1000	2,000	672	1,328	コピー用紙
9 役務費		2000	1,000	525	475	振込手数料
11 使用料及び賃借料		44000	44,000	44,000	0	駐車場使用料
2 事業費	0	950,000	950,000	950,670	-670	
9 駐車場委託事業費	0	950,000	950,000	950,670	-670	サンエーサンクス
3 積立金	0	1,000,000	1,000,000	974,222	25,778	
1 積立金	0	1,000,000	1,000,000	974,222	25,778	財政調整基金への積立
5 寄付金	0	1,000,000	1,000,000	974,223	25,777	
1 寄付金	0	1,000,000	1,000,000	974,223	25,777	町への寄付金
支出合計	0	3,000,000	3,000,000	2,947,000	53,000	

財 産 目 録

1. 財政調整基金積立金

(単位 円)

区 分	23年度末現在	24年度中増減	24年度末現在
積 立 金	1,923,316	財政調整基金積立利子	2,897,649
		111	
		駐車場徴収収入	
		974,222	
		974,333	

2. 備 品

項番	区 分	23年度 末現在	24年度 増減額	24年度 末現在	購入時価格 (単位 円)	備 考
1	事務用備品	19	0	19	670,632	
2	車 両	1	0	1	1,050,000	
3	展示ケース	4	0	4	432,817	
4	物 置	1	0	1	143,000	
5	観光案内板	2	0	2	1,210,230	
6	事業用備品	28	2	30	2,207,524	
7	車両用放送器具	1	0	1	111,090	
8	パソコン	3	0	3	314,400	
9	プリンター	1	0	1	49,980	
10	デジタルカメラ	1	0	1	10,800	
11	電話機	1	0	1	16,980	
12	パソコン・プリンター一式	1	-1	0		さむかわ総合体育館3F パソコン×1、プリンター×1、 他オフィス一式売却
13	パンフレットスタンド	2	0	2	250,000	
14	パーテーション	1	0	1	31,920	
15	フォトフレーム	1	0	1	19,800	
16	ラミネーター	1	0	1	10,088	
	合 計	68	1	69	6,529,261	

寒川町観光協会会員数

平成25年3月末日現在

会 員 区 分	23年度末 会 員 数	24年度中増減		平成24年度末 会 員 数
		入会者数	脱会者数	
組織団体会員	15	0	0	15
特別法人会員	4	0	0	4
普通法人会員	51	1	9	43
個人事業所会員	51	1	2	50
個人会員	100	9	3	106
計	221	11	14	218

平成24年度 寒川町観光協会主な活動記録

月	日	活 動 内 容	月	日	活 動 内 容
4月	8日	倉見桜まつり 獅子舞の会出演	10月	3日	史跡・収穫ウォーク下見
	12日	寒川町観光事業検討協議会役員会		10日	産業まつり実行委員会
	22日	梶原公顕彰会 総会		15日	第3回理事会
	24日	びっちより祭打ち合わせ		20日	史跡・収穫ウォーク
	26日	監事会計監査		21日	かながわ再発見 スマイルボード設置
5月	4日	小動大凧まつり	11月	7日	産業まつり実行委員会
	5日	国府祭 一之宮八幡大神こどもの日を祝う		8日	小出川彼岸花まつり反省会
	8日	情報発信基地運営委員会		10日	寒川みんなの花火大会
	17日	理事会		18日	寒川町産業まつり
	18日	湘南地域観光振興会議		19日	市町村観光協会連絡会議
	22日	びっちより祭実行委員会		21日	寒川を知ろう講座
	23日	寒川町商工会総会		22日	観光ボランティアガイド養成検討会議
29日	寒川町観光協会定期総会	23日		新嘗祭	
6月	2～3日	神奈川県観光協会観光宣伝(信州フェスタ)		26日	顧問会議
	6日	浜降祭実行委員会		30日	寒川獅子舞の会反省会
	7日	市町村観光協会連絡会議	12月	7日	写真展審査会
	10日	さむかわ朝市/さくらんぼフェスタ		11日	観光看板現地確認
	12日	獅子舞打ち合わせ・町監査		8～27日	写真展展示
	13日	神奈川県観光協会定期総会(第67回)		19日	第4回理事会
	20日	町監査・書類審査 講評	1月	7日	獅子舞の会新春町内めぐり
	21日	第1回理事会		8日	寒川町商工会賀詞交歓会
	28日	獅子舞の会出演(横浜書展式典)		10日	県企業庁桜植栽打ち合わせ
30日	寒川神社茅の輪ぐり神事	12日		日産工機新年会獅子舞出演	
7月	16日	浜降祭		14日	JC新年会
	8月	4日		一之宮八幡大神宵宮 獅子舞出演	16日
5日		一之宮八幡大神 例祭		21日	観光サポーター会議
8日		顧問・相談役委嘱式・びっちより祭り実行委員会	25日	花と緑の推進委員会	
9日		産業まつり実行委員会	2月	11日	寒川神社紀元祭
10日		観光サポーター会議		12日	JR相模線3駅観光案内板取り付け
19日		寒川びっちより祭		14日	JR駅からウォーク下見 産業まつり実行委員会
21日		第2回理事会		17日	一之宮天満宮筆供養
22日		寒川獅子舞の会三役会議		19日	県企業庁桜植栽打ち合わせ
30日	小出川彼岸花協議会	22日		理事・観光サポーター・銚子視察研修	
9月	1日	寒川神社奉賛会役員会		24日	おおぞう青少年広場桜植栽
	7日	花づくり委員会	28日	県企業庁水道局に桜植栽	
	8日	生涯学習課 さつま芋づくり体験学習	3月	3日	小出川桜まつり
	13日	観光サポーター会議 観光ボランティアガイド検討委員会		4日	町史講座・史跡ウォーク下見
	16日	寒河江みこしの祭典 獅子舞の会出演		7日	第5回理事会
	18日	花と緑の検討委員会 現地調査		9日	史跡ウォーク・浜降祭検討委員会
	20日	寒川神社例祭		10日	獅子舞の会練習日
29日	小出川彼岸花まつり	23日		JR駅からウォーク	

監査報告書

寒川町観光協会の平成 24 年度における事業報告並びに収支決算書について、関係書類を監査したところ、正確かつ適正であったことを認めましたので、報告いたします。

平成 25 年 4 月 26 日

監事 幸坂勝則 

監事 東 春一 

第2号議案

平成25年度寒川町観光協会事業計画（案）並びに収支予算（案）の承認について

事業計画（案）

今や、観光は国においても国家戦略の一つとしてその存在意義が高まってきています。当町でも、史跡、文化財、景勝地の保存や伝統芸能の継承だけでなく、観光振興を経済施策の一環として捉えるべきとの声が高まってきており、町でも本年度町長の施政方針で「寒川神社を中心とした魅力ある観光拠点づくりに取り組む」とし、産業振興課に新たに観光担当を設置しています。

今後は、町「新川と文化のまちづくり計画」門前町構想や商工会にて作成された町総合体育館西側いわゆる西ゾーンの整備構想、或いは町の農業施策との整合を図りながら、拠点づくりを図っていく必要があります。

当協会としても、必要に応じて委員会などを設置し、町、議会、寒川神社、商工会、各種関係団体などと一体となって具現化に向けた事業展開を図って行くことといたします。

そして、そのためには、当協会の財政基盤の充実と事務局体制の強化（人、物、金）、インフラ整備が必須条件です。（現在観光協会会員は218名で会費収入は全体予算の11.7%であり、予算の大枠を町からの補助金に頼っているのが現状です。また、事務局は、局長以下全員（4名）臨時職員であり、ローテーションにより業務に当たっているのが現状です。）

財政基盤の充実については、会員の拡充とともに、まずは昨年度実施した寒川総合体育館駐車場管理運営事業の継続実施で対応いたします。

また、事務局体制強化の具体策としては、まず、

1. 法人化を図り、常勤職員を配置すること
2. 現在商工会館の一角に設置されている事務所を独立させること

が必要です。

その目標年次としては、当町観光に重大なインパクトを与えるさがみ縦貫道路が平成26年度全線開通見込みであること、そして現役員体制の任期も平成26年度であることを考慮すると、本年度早速着手し、平成27年度当初から新たな一般社団法人寒川町観光協会としてスタートを切ることを目指すことが必要です。

そして、本年度をそのための準備の年度と位置づけます。

その他、「花と緑の推進委員会」を中心に、昨年度に引き続き桜の植樹の次の候補地を検討し、次世代の観光名所に繋げてまいります。

また、昨年発足させた「観光ボランティアガイド委員会」としては、ガイドの研修に着手し、26年度には、観光サポーターの強化と相俟って、観光ガイドと

して案内ができる体制をめざします。

さらに伝統行事である浜降祭について、寒川神社の祭礼／寒川町の祭という原

点に近づけるため、今年度から寒川神社、各社の協力のもとさむかわ駅前公園での祭典を開催いたします。

事業名	事業内容
水と緑の推進事業	<p>花と緑の推進委員会を中心に、町内の花の植栽候補地の選定、植栽の実施の他、昨年度植栽した青少年広場や水道局の桜の育成管理を行います。</p> <p>相模川、目久尻川、小出川などの自然環境に親しみ、環境保全や町民交流（自治連）を促進します。</p> <p>（共催） 小出川彼岸花まつり（式典会場）、 びっちょり祭（実行委員会事務局を担当）</p> <p>（後援） カヌー教室、小出川桜まつり</p>
地域文化奨励推進事業	<p>浜降祭に代表される地域文化や町内各所の身近なお祭、例祭などを振興し、町内外への情報発信をすすめ、また史跡・収穫ウオークなどを通じて来町者を増やすことで町外の方々に町の魅力を広めます。</p> <p>（主催） 史跡・収穫ウオーク 寒川写真展</p> <p>（後援） 浜降祭、寒川神社、菅谷神社、倉見神社例祭、 一之宮八幡例祭及び屋台巡行 倉見桜祭り、小動大凧まつり、 筆供養、寒川産業まつり 寒川獅子舞の会 寒川みんなの花火、梶原公顕彰会</p>
基盤充実事業	<p>充実した、観光振興のための組織や体制づくり、財政基盤づくりを進めます。</p> <p>観光サポーターの組織化 観光ボランティアガイド養成研修の実施 広域連携（寒河江市、藤沢市・茅ヶ崎市・平塚市等） 寒川総合体育館駐車場管理運営（年始の駐車料徴収業務） HP、ブログでの観光情報発信</p>

平成25年度 寒川町観光協会収支予算(案)

収入の部

(単位 千円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	備 考														
1 会 費	1,214	1,214	0															
会 費	1,214	1,214	0	平成25年度計画 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">会員数</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>組織団体</td> <td style="text-align: right;">14 280</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td style="text-align: right;">4 80</td> </tr> <tr> <td>普通法人</td> <td style="text-align: right;">52 520</td> </tr> <tr> <td>個人事業所</td> <td style="text-align: right;">58 116</td> </tr> <tr> <td>個 人</td> <td style="text-align: right;">109 218</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">237 1214</td> </tr> </table>	会員数	千円	組織団体	14 280	特別法人	4 80	普通法人	52 520	個人事業所	58 116	個 人	109 218	計	237 1214
会員数	千円																	
組織団体	14 280																	
特別法人	4 80																	
普通法人	52 520																	
個人事業所	58 116																	
個 人	109 218																	
計	237 1214																	
2 補助金	8,200	9,000	-800															
1 補助金	8,200	9,000	-800															
3 協賛金	0	0	0															
1 協賛金	0	0	0															
4 繰越金	592	706	-114															
1 繰越金	592	706	-114	前年度繰越金														
5 財産収入	1	1	0															
1 財産収入	1	1	0															
5 諸収入	371	291	80															
1 預金利子	1	1	0															
2 観光収穫 ウォーク大会	100	100	0															
3 雑収入	15	15	0															
4 写真展 協賛費	45	45	0															
5 参加費収入	10	10	0															
6 収益収入	200	120	80	各イベント売上収入														
収入合計	10,378	11,211	-834															

支出の部

(単位 千円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
1 管理運営費	8,031	7,582	449	
1報酬	2,588	2,588	0	報酬
2共済費	100	104	-4	雇用保険等
3賃金	3,069	2,874	195	臨時職員賃金
4旅費	250	256	-6	役員費用弁償・職員旅費
5渉外費	250	140	110	慶弔費等
6需用費	428	330	98	消耗品費、食糧費等
7役務費	230	230	0	通信運搬費
8使用料及び賃借料□	456	456	0	事務所借用料・インターネット使用料
9研修費	100	100	0	研修費
10負担金及び 交付金□	460	415	45	みんなの花火ほか
11公課費	100	89	11	軽自動車税
2 事業費	2,146	3,429	-1,283	
1水と緑の推進事業費	548			
1小出川彼岸花祭り等事業費	548	419	129	彼岸花球根・桜苗木代
2地域文化推進奨励事業	618			
1写真展開催事業	228	228	0	第23回写真展開催費用
2獅子舞育成事業費	250	250	0	獅子舞育成費
3史跡・収穫ウォーク 開催事業費	140	151	-11	70,000×2回
3基盤充実事業費	980			
1観光ガイド・サポ ーター育成事業費	250	100	150	観光ガイド・サポーター講習会開催費用
2広域連携事業費□	30	920	-890	
3情報発信事業費□	350	1,192	-842	ポスター作成等
4その他事業費	350	169	181	イベント時の仕入費用
3 積立金	1	1	0	
1積立金	1	1	0	
4 予備費	200	200	0	
1予備費	200	200	0	予備費
支出合計	10,378	11,211	-834	

※ 科目間の流用については、会長に一任するものとする。

平成25年度 寒川町観光協会収支予算(案) 総合体育館駐車場特別会計

収入の部

(単位 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	備 考
1 諸収入	3,000,000	3,000,000	0	
1 駐車場管理 運営収入	3,000,000	3,000,000	0	寒川総合体育館駐車場
収入合計	3,000,000	3,000,000	0	

支出の部

(単位 円)

	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	備 考
1 管理運営費	50,000	50,000	0	
1 渉外費	3,000	3,000	0	近隣挨拶茶菓代
2 需用費	1,000	1,000	0	コピー用紙
3 役務費	2,000	2,000	0	振込手数料
11 使用料及 び賃借料	44,000	44,000	0	駐車場使用料
2 事業費	950,000	950,000	0	
9 駐車場委託 事業	950,000	950,000	0	駐車料料金徴収業務
3 積立基金	2,000,000	1,000,000	1,000,000	
1 積立金	2,000,000	1,000,000	1,000,000	財政調整基金への積立
5 寄付金	0	1,000,000	-1,000,000	
1 寄付金	0	1,000,000	-1,000,000	町への寄付金
支出合計	3,000,000	3,000,000	0	

第3号議案 役員を選任並びに会則(第9条別表所属団体等)の変更について

寒川町観光協会役員名簿

平成25年5月8日現在

観光協会 職名	役	氏名	団体等名
会長		村松正喜	寒川町商工会
副会長		宇田川良一	さがみ農協寒川地区運営委員会
副会長		齋藤正信	寒川商業協同組合
副会長		水谷智賢	寒川神社
監事		幸坂勝則	寒川駅長
監事		東泰一	寒川建築組合
理事		中川満	相模川第二漁業協同組合(退会)
理事		松本美智子	寒川町郷土研究会
理事		亀山公夫	梶原公顕彰会
理事		小栗裕治	寒川町議会建設経済常任委員会
理事		熊澤茂	寒川町自治会長連絡協議会
理事		深瀬仁志	寒川町畜産会(退会)
理事		臼井剛	寒川町商店連合会
理事		木村光晴	寒川町料理飲食業協会
理事		鈴木啓之	寒川町工業協会
理事		山本哲	寒川建設業協会
理事		小島清二	寒川町自動車協力会
理事		濱田省三	寒川町祭ばやし保存会連合会
理事		大久保俊夫	寒川町北口まちづくり協議会
理事		入内島規夫	さがみ農協(寒川支店長)
理事		金子一茂	寒川町商工会(副会長)
理事		田代雅弘	寒川町商工会(専務理事)
理事		木内幸	寒川町役場(環境経済部長)
理事		畑村正樹	寒川町役場(産業振興課長)
常務理事兼事務局 長		前原宜明	会長の推薦する学識経験者(前寒川町都市建設部長)

※ 塗りつぶしは、今回変更となる個所

寒川町観光協会会則

(名称)

第1条 本会は、寒川町観光協会と称す。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、寒川町商工会内に置く。

(目的)

第3条 本会は、町の活性化を図るため観光対策事業の推進をすると共に、地域産業の振興と文化の発展向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝及び観光客の誘致
- (2) 観光行事の開催及び助成
- (3) 観光に関する調査及び研究
- (4) 観光情報の提供及び収集
- (5) 観光地の美化推進
- (6) 観光資源の保護と開発
- (7) 地場製品の宣伝、販売、調査研究
- (8) 観光情報発信推進事業の運営
- (9) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の趣旨に賛同する個人及び法人並びに団体を以って会員とする。

(会費)

第6条 会員は会費を負担する。会費は別に定める規定に基づき納入しなければならない。

(入退会)

第7条 入会、退会は届出により決定する。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(選任)

第9条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 理事は別表の所属団体等及び会長の推薦する学識経験者より選出する。
- (2) 会長、副会長、常務理事及び監事は、理事会で推薦し総会で選出する。

(任務)

第10条 役員は任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、これを代理する。
- (3) 常務理事は会長及び副会長を補佐し、本会の会務を掌理する。

- (4) 理事は本会の運営について重要な事項を審理する。
- (5) 監事は会計及び業務を監査する。

(任期)

- 第11条 役員の任期は、3年とし再任を妨げない。
ただし、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員の報酬)

- 第12条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 常勤の役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(事務局)

- 第13条 本会に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及びその他の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。
 - 4 雇用に係わる規定は、別途職員就業規程に定める。

(顧問、相談役)

- 第14条 本会に、顧問及び相談役を置くことができるものとし、会長が推薦し理事会で決定する。

(会議の種類)

- 第15条 本会の会議は、総会、理事会として会長が招集する。
- 2 総会の議長は、出席者の互選により定める。
 - 3 理事会の議長は会長が務める。

(総会)

- 第16条 総会は定期総会とし、定期総会は5月までに開催し、臨時総会は必要に応じて召集する。

(総会議決事項)

- 第17条 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 会則の変更
 - (2) 事業計画及び収支予算並びに事業経過と収支決算の承認
 - (3) 役員の選任
 - (4) その他必要事項

(理事会)

- 第18条 理事会は、次の事項を協議する。
- (1) 総会に提出すべき事項
 - (2) 諸規定の変更
 - (3) その他本会の業務の執行に関し重要な事項

(議決)

- 第19条 本会の議事議決は、定数の2分の1の出席者を要し、その過半数を以って決する。
可否同数の場合は議長の決するところによる。

(経費)

- 第20条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入を以てあてる。

(年度)

- 第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日の始まり、翌年3月31日を以て終わるものとする。

(委任)

第22条 本会則に定めるものの他必要な事項は理事会において定める。

附 則

- 1 本会則は平成3年2月19日から施行する。
- 2 この会則の施行後、最初に選任される役員の任期は、第11条の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 3 平成3年度会計は、平成3年2月19日から始まり翌年3月31日までとする。

附 則 (平成4年5月12日)

本会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成7年5月19日から施行する。

附 則

本会則は、平成9年5月20日から施行する。

附 則

本会則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成18年4月28日から施行する。

附 則

本会則は、平成19年4月 1日から施行する。

附 則

本会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成22年6月1日から施行する。

附則

本会則は、平成25年6月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

団 体 等 名	人 員
1. 寒川町商工会	3
2. さがみ農業協同組合寒川地区運営委員会	2
3. 寒川町郷土研究会	1
4. 梶原公顕彰会	1
5. 寒川神社	1
6. 寒川町議会建設経済常任委員会	1
7. 寒川町自治会会長連絡協議会	1
8. 寒川町商店連合会	1
9. 寒川町料理飲食業協会	1
10. 寒川町工業協会	1
11. 寒川建設業協会	1
12. 寒川町祭ばやし保存会連合会	1
13. 寒川建築組合	1
14. 寒川駅長	1
15. 寒川町商業協同組合	1
16. 寒川町 (環境経済部長並びに産業振興課長)	2
17. 寒川町自動車協力会	1
18. 寒川町北口地区まちづくり協議会	1
19. 会長の推薦する学識経験者	1

○自治会活動支援事業 《協働文化推進課》

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 自治会活動交付金は昭和58年開始で、すでに30年が経過している。独自収入確保に積極的で、かつ、地域コミュニティの醸成に活発な自治会、活動が停滞・マンネリ化している自治会など、各自治会の活動内容に差があるにもかかわらず、定額分と加入世帯数による算出分とを併せて一律の交付金を交付していることは疑問である。(自治会活動に関する補助のあり方の近年の傾向としては、活動補助から個別具体的な事業への補助という形態への移行が多い。) ◇ 自治会活動交付金は、行政事務の円滑な推進を図ることを目的として、各自治会が行政協力事業等を実施することに対して交付している側面もある。 ◇ 自治会加入率は75.3%(H25.7.1現在)で、年々低下している。 	
評価	事業の方向性	要改善 (委員別内訳 要改善:3、拡充:1、抜本的見直し:1)
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 町として、地域コミュニティの醸成や活発な自治会活動の促進を図りたいのであれば、積極的に活動している自治会に手厚く補助を行うべき。自治会活動交付金の交付額に関し、実施事業等の実績や行政への協力度により決定するなど、交付にメリハリを付け、活動の活発化を促す制度に改めるべき。 ◇ 自治会へ加入することのメリットを明確にし、その点を具体的にアピールするなど、加入促進に努めるとともに、各自治会の特性に応じた指導や支援に努められたい。 	
結果	予算額	現行 (委員別内訳 現行:3、減額:2)
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業実績や行政への協力度等を加味した場合、交付金増額となる可能性もあるが、予算の総額内で、活動に応じた配分を実施することにより、増額を抑えられたい。 <p>《補助意見:減額》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 自治会活動交付金については、交付の対象となる事業メニュー等を提示し、その実施事業に対し交付するなどの制度変更を行うことにより、予算の減額を図られたい。 		

《自治会活動支援事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員長) 自治会の活動費の補助だが、他の自治体だと活動費補助というのは少なくなってきたのではないかと。例えば「街灯を取り替える」とか「広報を配る」からその活動に補助するという事業費補助への切り替えが多くなっている。活動まるごとに活動費補助を出しているところはだいぶ少なくなってきた気がするが、そのへんの考え方はどうか。活動交付金といって「ざっくり世帯数でいくら」と町がお金を出すのは、他の市町村でも少なくなってきた気がするが、近隣の状況は知っているか。

(担当) 細かい内容までは掴みきれてない部分があるが、近隣の藤沢市ですと「事務費交付金」という名称であったり、また茅ヶ崎市ですと、自治会運営交付金ということで「運営交付金」という名称になりますけれども、交付金がある。実際その中身が事業費補助に特化しているかどうかはわからない。

(委員長) 自治会には、他にも多様な補助金があると思う。例えば1,000万円で集会所を新築するなら、半分まで補助するなど結構手厚い。にもかかわらず、何故運営費まで面倒をみる必要があるのか。今回いくつか出していただいた町内会の資料を見ると、わりと自治会会費が少ないと思う。今日ここで見せていただいているのは3千円のところが多い。あと、一之宮西は年間2千円。全体的に安い感じがする。

(担当) 自治会ごとに消防費や赤い羽根募金ですとか社協の委員会費なども入っている場合もあり、それぞれの自治会のほうで実績報告の中で取扱の範囲が若干違っているという場合があるかと思う。

(委員長) 今回提示いただいたいくつかの町内会の決算報告書を見ると一之宮では、補助金全体に占める活動交付金の割合が半分を超えている。それから新町自治会、ここも補助金全体の半分を超えている。活動交付金で資金が足りているから、町内会費を上げる必要がないという感じがする。自治会組織は、自治の精神で運営していただきたいと思う。また、町から他にも補助金がでているので活動交付金という形は不要なのではないかという気がする。

あと、自治会長連絡協議会補助金の24年度決算見込額25万円の具体的な支出の内訳は分かるか。

【資料提出】

(委員長) 自治会の組織率75.3%は神奈川県で見ると高いほうか。

(担当) 県内としてのデータは持ち合わせてはいないが、近隣と比較しますと、茅ヶ崎市が平成25年度79.8%というのがある。

(委員長) 町として自治会に何らかの地域コミュニティの醸成を図って欲しいということであれば、活動費交付金ではなくて、「こういう事業なら支援する」という形のほうが、よいのではないかと。そのほうが、コミュニティの活性化に繋がると思う。

(委員) 町長が、盛んに「現場の声を聞いて来い」と言っているが、自治会活動がどのように運営されているか。例えば小谷自治会に行って、行政情報の地域内周知だとか、親睦活動、高齢者への敬老だとか、そういうことが行われているかどうか、確認をする意味でというより、町の人はどういう考えを持っているかどうか、聞いてきてそれを行政に活かさないというふうにするにはいいのではないかと。

(主管課長) 一つの手段として、地域担当職員というかたちで7月1日より管理職の部課長が地域の自治会の定例会に参加し話を聞いたり、行政の情報も報告している。これは月に1回行っているが始まったばかりなので、まだ模索をしている状況となっている。

(委員) 新町の活動を見ると、すごく参加人数が少ないような気がするが、小谷を見ると沢山事業をやっている気がする。

(主管課長) 自治会によって差があるが、町内の中でも小谷自治会は、わりとまとまってい

る。自治会だけではなく、例えば、子どもの見守り隊も実施していたり、夜間パトロールが組織の中で、一つのまた別組織のボランティアを作っている。小谷自治会はそういう意味では活発な活動をしている。

(委員長) 自治会によって活動に差があるのに、一律に加入世帯数で活動交付金を交付するというのはおかしい。低調な活動しか行っていない自治会にも交付し、活発な活動を行っている自治会にも交付して、活発な活動を行っている自治会にの方が年会費が高い。消防団にも補助金で76万5千円も寄付金をあげている。

(主管課長) これは昨年、小谷消防団が県大会だったので、県大会だと他の自治会でも結構そういうふうになっている。

(委員長) 毎年あげている訳ではないのか。

(主管課長) あげていない。毎年の方はもっとだいぶ低い額を、各自治体会で、自分のところの地域の消防団に出している。

(委員) 交付金12万円は定額一定交付か。これは大きな自治会も、小さな自治会も同じなのか。

(担当) この12万円に関しては一緒となっている。

(委員) 世帯数で処理するべきではないか。

(担当) 交付要綱上でいうと12万円というのは、行政協力事業という位置づけになっている。事業の内容としては、行政からの依頼事項であったり、委員の推薦、各種行事への参加・PRなどということになっている。

(委員) 一生懸命やっているところと、やっていないところが差がでてくると思う。

(委員長) 本当に違う。小谷だと収入の内、自治活動交付金の割合は6%となっている。しかし、岡田新町は、繰越金を除いた収入の内、28%が補助金となっている。

(委員) 私事で申し訳ないんですけど、去年、我が家は衛生班だった。それで生ゴミの回収やプラスチックごみの回収日に、カラスを撃退する為に、毎週2回私立ってたんですよ。それで、回収が終わった後クレゾール液を撒いて臭いがしないように、衛生管理もしていたんですけど、自治会の仕事として、この交付金の中に入っているということか。

(担当) 衛生指導員の謝礼としては環境課からいっている部分もあるかと思うが、その衛生指導員以外の部分でも地域の件ですとか、美化活動も含めて、そういう部分については行政協力事業ということの範疇になる。

(副委員長) この交付金は主旨からして「皆さん交付金をあげますから、自由にお使い下さい」と「その代わりに、役場の事業に協力して下さい」といちいち全部事業につけている訳ではないと思う。

(担当) 交付金ですので、事業内容のほうはもちろん要綱上はある程度は書いている。

(副委員長) だから、自治会に自主的に「こういうことにお使い下さい」といちいち「この事業はいくらで、いくらで、やりなさい」なんて言うことではなくて、そのまま自治会の自主性に任せて、基本的には「1世帯いくらであげますから、ぜひ行政としてのご協力をお願いしたい。だから税金を注ぎ込んでこういうことをやって下さいよ」と。いちいち紐付きで「ああしろ、こうしろ」ということまでは指図はしていないではないんですか。私が聞いたのは「法人格のある自治会がありますか」ということで、法律が改正になって法人にできるようになりましたね。町としては、法人格にさせようとする姿勢というのはいないんですか。他の自治体では、改正になって法人格にしている状況の中で、町として「法人格の自治会は今後も取り組む予定がありません」というご回答だが、そのへんの姿勢が見えないなということで、法人格を押しつけたたちにすれば、やはり加入率も上がってくるのかなと感じはするがどうか。

(主管課長) 法人格については、今後検討したいと思います。

(副委員長) ぜひ検討して下さい。

(委員長) 自治会は地域のコミュニティを作るところで大事だと思う。しかし、今の交付金

の在り方が、一律というのはいかなものか。活発な自治会とそうでない自治会があるなかで、今のままでいいのか疑問に思う。例えば活発な活動を行っている自治会とそうでない自治会に差をつけるのであれば、加入世帯数よりは、活動の交付金なのだから、総支出額の5%までのような形にすると、低調な活動の自治会には少額しかいかないし、頑張って活動している自治会には、他にも自分たちでお金を集めてくるわけだから、総支出額自体が大きくなり、その5%は相対的に大きな金額になる。活動が活発だから支援するという意味の交付金でもいいかなという気がする。

本来であれば、活動交付金ではなく事業費補助金の方が適切かなという気はする。今回出していた資料があまりにも活発なところと、そうでないところとあって、すごく差がはっきりしている。そのへんのことについて、主管課はどう考えているのか。

(主管課長) いまのところ、自治会によるが、例えば毎年変わってしまうようなところと、ずっと自治会で同じ人がやっているところと、考え方が違ってくるところと。各自治会の運営の仕方は、自治会員の長の方だとか役員の考えになっていると思うので、大きな変革というのはどうかと思う。

(委員) 交付したからには、交付した分だけ活動してもらわなくてはならないような、考え方になると、今度どうやっていけばいいのか。

(委員長) 地域性があると思う。古くからあり活発な活動を行っているところと、新しく出来てまだ地域住民同士が馴染めないところなど。結局、各自治会にとって活動費交付金は貰って当然のもので、有難い感じではなくなってしまったのではないか。

(副委員長) 定額交付金の12万円について、月1万円は行政の協力をするのには少ないのではないか。

(委員長) 上げれば何か事業をやってくれるのかどうか。

(副委員長) 事業ではない。これはあくまでも行政協力。行政がお願いしたもの、そういう意味でのものだと思う。

(委員長) 結局その、「協力しているから、だからお金を頂戴」ということではなくて、自治というのはその地域で固まっていなくて何かいざという時に動けないので、それは自分たちでやるのが当たり前。全国的にも活動費補助ではなく、事業費補助に動いている。と月1万円だから別に少ないから良いという考え方はおかしいと思う。

(副委員長) 「良いんじゃないか」ではなく、「少なすぎるんじゃないんですか」ってことです。

(委員長) 「少なすぎる」といっても自治ですから。「回覧板を回すのはすごい大変だ」と言っても、それは自分たちにとっても必要な情報だと思う。それなのに「やってあげているのだから、月1万円じゃ、少なすぎるんじゃないの」という考え方はいかなものかと思う。

(副委員長) それは感覚の問題だと思う。自治会長など役員をやると、本当に12万円でやらせるのっていう気になる。

(委員) そういう意味で12万円って言う訳ではないのではないか。その意味が分からないのだが、大変だからというのであれば自治会費の中に大変な仕事やった人に報奨金みたいな予算をつけてはどうか。

(委員) これは交付金。

(副委員長) 自由に使って良いってことではないか。

(委員) 一定額について気になる。やはり大きいところには多く付けるべきだと思う。

(副委員長) 世帯数で200円を掛けているのでいいのではないか。

(主管課長) 確かに基本は12万円で、プラス世帯数となっている。

概要説明書

事務事業・事務経費名	自治会活動支援事業	体系コード	3341-01
主管課等名	協働文化推進課 協働担当		

○事務事業・事務経費の概要

目的	新しい公共サービスの担い手である自治会等を中心とした団体、地域コミュニティ組織を作り上げ、その活動を促進する。		
概要	住民の地域における連帯感や信頼関係を深めるため、自治会が自主的に行っているコミュニティ活動に対して支援する。		
目標	自治会長連絡協議会の開催回数(回)	平成24年度の指標	12
		平成24年度の実績	12
効果	行政情報周知・協力回数(回)	平成24年度の指標	80
		平成24年度の実績	75

○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	<p>○委託業務の有無：<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先)</p> <p>○補助金の有無：<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先 * 寒川町自治会長連絡協議会補助金 寒川町自治会長連絡協議会 * 寒川町自治会活動交付金 田端自治会 他22自治会)</p>			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	負担金補助及び交付金 (自治会長連絡協議会補助金)	<p>【自治会長連絡協議会活動内容】 毎月第3金曜日自治会長連絡協議会定例会開催(自治会間の情報・意見交換)、視察研修、調査研究</p> <p>【交付金支払事務】 補助金申請→精査→交付決定通知→支払い手続き→翌年5月に実績報告書の確認</p> <p>【自治会長連絡協議会の運営支援事務】 ○自治会長連絡会議開催通知→会議資料作成 ○毎月第3金曜日開催の行政連絡会議への行政情報の提供に伴う調整・資料作成、各自治会との連絡調整、要望等の受付・調整、自治会運営マニュアルの作成事務支援、自治会だより作成事務支援、視察研修支援、理事者との懇談会実施支援、自治会加入促進月間の支援</p>	250	240

概要説明書

負担金補助及び交付金 (自治会活動交付金)	【自治会活動内容】 行政事業への協力、地域内清掃、防犯活動、災害時要援護者把握調査、近隣自治会合同防災訓練実施、自治会加入促進活動、ごみ減量化・ごみ全般分類の勉強会、民生委員児童委員との連携活動の実施、ふれあいサロンの実施、高齢者サロンの実施、地元老人ホームとの交流会、敬老会の実施、お祭り等の実施 など	5,973	6,107
	【交付金支払事務】 23自治会交付金申請→書類審査→交付決定通知→支払い手続き→翌年5月に実績報告の受理及びその書類審査	—	—
事業費・経費 計		(a) 6,223	6,347
平成24年度人件費相当額		(b) 3,480	(平均給与額 @6,566千円 × 0.53人)
本事業・経費に係る費用の計		(a)+(b) 9,703	/

○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点	評価のポイント	評価	理由	
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	・必要な事務事業か ・事務事業のニーズは ・事務事業の公共性は ・社会環境変化	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	自治会単独では、各自治会間の情報交換や意見交換、調査研究など行うことは難しいことから、行政が支援することは妥当である。
	町が主体となって実施する必要があるのか	・町が実施すべき事務事業か ・町が実施しない場合の影響は ・町民との協働は進めているのか	<input type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input checked="" type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	自治会の自主性を高めること、地域の連帯感・信頼関係を深めてもらうため、行政が支援することで、より円滑なコミュニティ運営が図られる。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか	・成果指標の達成度 ・活動内容は適切か	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	行政事務の円滑な推進を図るために、行政からの依頼事項や各種委員会への協力、各種行事への参加協力にも積極的に対応しており、補助に対し適切に活動していると判断する。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	・効率的に行われているか ・コストの削減 ・実施手法 ・受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	補助金に関しては、自治会長連絡協議会の会議に限らず日々の連絡調整を行っており緊密な関係が築け、効率的に事業を実施できている。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	自治会は、様々な活動をとおして、地域の連帯感を高め、住みよい地域を作っていくための、もっとも身近な住民組織のひとつであるが、近年は、少子化や高齢化、地域交流の希薄化、自治会離れが進んでいる。こうした状況で、活動の停滞などが生じないように行政の一定の支援が必要と考える。			
平成25年度に向けた課題	事業の取り組みは自治会によって違いがあるが、活動が停滞することのないように先進的な自治会などの情報を共有し、より円滑な自治会活動を支援していく必要がある。			
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針	自治会活動がより円滑に活動できるよう、行政の取り組みとして、平成25年7月1日より地域担当職員制度を実施。これは、地域住民と行政とが情報を共有し、相互の理解と連携を深めるため、町内の各自治会に職員を配置するものです。			

概要説明書

○その他

町における 類似事業	無し
比較参考値 (他自治体の状 況・ベンチマー ク等)	
特記事項 (事業の沿革等)	○寒川町自治会活動交付金 昭和58年より交付 ○寒川町自治会長連絡協議会補助金 平成10年より交付

自治会長連絡協議会補助金・自治会活動交付金 詳細

補助金名	被補助団体等名	補助創設年度	要綱上の補助対象事業	補助の効果 (簡潔に)	一括交付金 化の 余地	廃止した場合の 影響(簡潔に)	平成24年度				構成員 会費の 有無	
							町補助金決算額 の 有無	団体決算				補助/収入
								収入額	支出額	不用額 (繰越)		
自治会長連絡協議会補助金	寒川町自治会長 連絡協議会	S53	自治会間の情報・意見交換、視察研修、調査研究	自治会の資質向上が図れる	○	自治会間の交流が図られず、資質が低下する	250,000	250,000	0	100.0%	○	
	各自治会	S58	行政協力事業、防災活動事業	各自治会の円滑な推進が図れる	×	自治会活動の停滞	5,977,240					
	田端自治会						4,546,022	3,944,509	601,513	4.6%	○	
	一之宮東自治会						2,358,020	1,628,519	729,501	12.1%	○	
	一之宮西自治会						3,078,785	1,974,753	1,104,032	9.4%	○	
	一之宮北第1自治会						1,432,595	1,152,365	280,230	15.5%	○	
	一之宮北第2自治会						2,741,200	2,275,240	465,960	11.5%	○	
	一之宮ソフィア自治会						5,029,730	3,195,240	1,834,490	4.4%	○	
	中瀬自治会						2,139,752	1,949,712	190,040	10.0%	○	
	筒井自治会						1,869,684	1,703,408	166,276	10.2%	○	
	大曲自治会						3,756,138	3,483,780	272,358	8.5%	○	
	岡田東自治会						4,255,990	3,347,635	908,355	6.4%	○	
	岡田西自治会						4,530,664	4,046,333	484,331	6.7%	○	
	新町自治会						2,127,430	1,602,800	524,630	8.5%	○	
	越の山住宅自治会						2,983,666	2,716,821	266,845	6.3%	○	
	岡田ちくせいの ハイソ自治会						1,276,600	1,016,752	259,848	13.0%	○	
	県警寒川もくせい ハイソ第2自治会						2,826,489	1,559,249	1,267,240	7.2%	○	
	菅谷台自治会						1,135,584	1,030,679	104,905	12.5%	○	
	大蔵自治会						2,368,876	1,814,059	554,817	7.9%	○	
	小谷自治会						5,897,830	5,317,733	580,097	6.0%	○	
	新橋アハート自治会						3,066,285	1,779,354	1,286,931	5.0%	○	
	宮山南都自治会						2,224,957	816,178	1,408,779	7.8%	○	
	小動自治会						1,919,090	1,586,692	332,398	10.8%	○	
	宮山自治会						4,757,399	3,820,145	937,254	11.3%	○	
	倉見自治会						9,139,449	7,008,005	2,131,444	7.0%	○	

寒川町自治会活動交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会活動の支援と行政事務の円滑な推進を図るため、自治会の活動に対し交付金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付対象)

第2条 交付金の交付対象は、別表第1に掲げる自治会とする。

(交付金の名称等)

第3条 交付金の名称、交付対象事業、交付金額等は、別表第2に掲げるとおりとする。

(交付金の交付手続)

第4条 この要綱に基づく交付金の交付申請、交付決定及び交付手続に必要な事項は、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号)により処理する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

自治会名
田端
一之宮東
一之宮西
一之宮北第1
一之宮北第2
一之宮ソフィア
中瀬
筒井
大曲

岡田東
岡田西
新町
越の山住宅
岡田もくせいハイツ
県営寒川もくせいハイツ第二
菅谷台
大蔵
小谷
小動
宮山
新橋アパート
宮山南部
倉見

別表第2(第3条関係)

交付金の名称	交付対象事業	交付金額	事業の内容	交付時期
自治会活動交付金	行政協力事業	120,000円	行政からの依頼事項、各種委員の推薦、各種行事への参加・PR	8月
		(基準単価) 200円×世帯数	地域美化活動の協力、各種募金・会費等の取りまとめ各種名簿等の提出	
	防災活動事業	(基準単価) 30円×世帯数	防災訓練などの防災活動	8月
	災害時等救助活動事業	その都度協議	災害時等における救助活動時の自治会への補助	その都度

備考 世帯数を積算の根拠とする交付金の基準日は、毎年7月1日とする。

寒川町自治会長連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町行政を円滑に推進するため、その活動を行う寒川町自治会長連絡協議会の事務・事業に対し補助金を交付することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付手続)

第3条 この要綱による補助金の交付申請、交付決定等交付手続に関し必要な事項は、規則に基づき処理する。

(委任)

第4条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

自治会活動支援事業 《協働文化推進課》

委員氏名	確認したい内容(希望する資料)	回 答
石田 委員長	開始事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動交付金(昭和58年度から) ・自治会長連絡協議会補助金(平成10年度から)
	各自治会の組織率	各自治会ごとには不明。町内全体としての加入率は平成25年7月1日現在75.3%
	自治体への補助額の計算式・額の直近の変更はいつか？ また変更内容は？	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動交付金は、行政協力事業については平成23年度に変更(均等割を10万円から12万円、世帯割の基準単価を180円から200円)。 また、平成24年度に交付対象事業に防災活動事業を追加。 ・自治会長連絡協議会補助金は予算の範囲内で補助。予算額は平成25年度24万円(平成24年度25万円)
	自治体に交付している他の補助金あるいは委託事業費はある？	<ul style="list-style-type: none"> ・寒川町集会所新築等補助金(対象:地区集会所) ※別添要綱参照 ・寒川町集会所運営費交付金(対象:地区集会所) ※別添交付基準参照 ・地域集会所管理運営に係る指定管理料(各自治会の地域集会所運営委員会が組織する寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会が管理) ・寒川町自主防災組織防災資機材購入等補助金 ※別添要綱参照
宮内 副委員長	自治会加入促進に取り組まれているが、3年間(22年度～24年度)の各自治会の加入率はどうなっているのか伺いたい。	<p>各自治会毎の加入率は不明。 町内全体としての加入率の推移は次のとおり。 平成25年7月1日現在75.3% 24年7月1日現在76.2% 23年7月1日現在77.7% 22年7月1日現在77.2%</p>
	法人格の自治会はいくつかと今後の取り組みはどうか伺いたい。	法人格の自治会はありません。 特に今後の取り組みについてはありません。
新木委員	いくつかの自治会でよいので、各自治会の決算資料。例えば、田端・一之宮ソフィア・倉見・菅谷・新橋アパートなど。	別添、実績報告書写し参照 (提出資料:小谷・新町・一之宮西)
生田委員	自治会の会計報告を精査した結果、町が意図する活動内容でしたか。使途は適正でしたか。	活動内容は自治会の独自性がありますが、使途については適正であると考えます。
	交付金12万円は定額一定交付ですか。	12万円については定額一定交付です。
	各自治会に繰越金がありますが、回収する考えはありますか。	現在、回収する考えは持っていません。
吉田委員	1世帯当たりの自治会費は、町内では一律同じ金額なのか。1世帯自治会費がいくらなのか分からない。	自治会費は町内同一ではなく、各自治会により異なります。

寒川町集会所新築等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の集会所等の新築、増築(改築を含む。以下同じ。)及び改修並びに運営に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、集会所等とは、集会所、自治会館、その他集会所に類するもので、各地区の代表者(他に委託している場合は、委託された者)が管理し、主目的が当該地区の会議等の使用に供される建物(建物の一部を使用する場合は、当該部分が常に会議等の使用に供されている状態をいう。)をいう。

(事前協議)

第3条 各地区の代表者は、集会所等を新築、増築又は改修しようとする場合は、事前に当該計画書等により町と協議しなければならない。

(補助金の額)

第4条 町長は、集会所等の新築、増築及び改修並びに運営に対し、次の各号に掲げる額を交付する。

- (1) 新築に係る補助金の額は、当該新築に要する額(物品に要する額は除く。)又は当該新築の延床面積に3.3平方メートル当たり45万円を乗じて得た額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額とし、その額が600万円を超えるときは、600万円とする。
 - (2) 増築に係る補助金の額は、当該増築に要する額に2分の1を乗じて得た額とし、その額が300万円を超えるときは、300万円とする。
 - (3) 改修に係る補助金の額は、当該改修に要する額に2分の1を乗じて得た額とし、その額が100万円を超えるときは、100万円とする。ただし、その額が5万円未満の場合には切り捨てるものとする。
 - (4) 集会所等の運営に係る補助金の交付額は、町長が別に定める額とする。
- 2 前項第1号から第3号までに掲げる補助金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 町長は、特別の事情があると認めるときは、第1項第1号から第3号までに掲げる補助金の交付額を増額し、又は減額することができる。

(補助金の交付手続)

第5条 この要綱による補助金の交付申請、交付決定等交付手続に関し必要な事項は、規則に基づき処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。

(寒川町集会所補助金等交付要綱の廃止)

寒川町集会所補助金等交付要綱(昭和52年4月1日施行)は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項第1号から第3号までの規定による補助金は交付は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じる集会所等の新築、増築及び改修に係るものから適用し、施行日前に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 第4条第1項第4号の規定により集会所等の運営に対し施行日前に交付した補助金は、この要綱の相当規定により交付したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の寒川町集会所新築等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に生じる集会所等の新築に係るものから適用し、同日前に係るものについては、なお従前の例による。

寒川町集会所運営費交付金交付基準

(趣旨)

第1条 寒川町集会所新築等補助金交付要綱(昭和60年7月1日施行)第4条第1項第4号の規定に基づき、寒川町集会所運営費交付金(以下「交付金」という。)は、この基準の定めるところによる。

(補助金の交付額)

第2条 交付金は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 1集会所に対し、均一に交付する額は、30,000円とする。ただし、当該年度の途中で集会所を新設又は取り壊した場合については、月割りで得た額とする。
- (2) 借地料を支払っている集会所に交付する額は、自治会が地主に対し支払っている借地料又は町が算出した民有地借用料の基本価格のいずれか低い額とする。

(交付金の端数整理)

第3条 前条により算出した合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、取り扱いその他の事項については、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年10月1日規則第7号)及び寒川町集会所新築等補助金交付要綱(昭和60年7月1日施行)の定めるところによる。

(施行期日)

第5条 この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

寒川町自主防災組織防災資機材購入等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の育成と、防災体制の充実を図るため、自主防災組織が行う防災資機材購入等に対し、補助金を交付することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 自治会が自主的にその地域の防災対策を確立するため活動する組織

(2) 防災資機材 自主防災組織が防災活動の用に供するもので、別表に掲げる物品(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で次の各号に掲げる額のうち、いずれか低い額とし、各自主防災組織ごとに毎年度1回を限度として交付する。

(1) 防災資機材の購入又は修繕に要した額の2分の1に相当する額

(2) 自主防災組織の構成世帯数(4月1日現在)に100円を乗じた額に、10万円を加えた額

2 前項の規定により算定した金額に、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「申請者」という。)は、自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請書(第1号様式)に見積書を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、防災資機材を収納する倉庫又は収納庫を購入するときは、設置する土地の所有者の承諾書の写しを添えなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の適否を決定して、自主防災組織防災資機材購入等補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(完了検査等)

第6条 補助金の交付決定を受けた自主防災組織は、防災資機材の購入又は修繕が完了したときは、速やかに自主防災組織防災資機材購入等事業完了届(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、検査を受けなければならない。

(1) 防災資機材の購入又は修繕に係る領収書の写し

(2) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付時期)

第7条 町長は、前条の規定による検査により、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(資機材の管理義務)

第8条 補助金の交付を受けた自主防災組織は、補助金に係る防災資機材について善良な管理をもって使用しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた自主防災組織が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 購入又は修繕した防災資機材を防災活動以外の目的で使用しているとき。
- (2) 補助金交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

		品名	規格	単位
情報受伝達用具	1	トランシーバー	免許申請の無いもの	台
	2	ラジオ(AM・FM・TV)	充電機能付き	台
	3	トランジスタメガホン	警報機能付き	台
初期消火用具	1	消火器(10型)	ABC粉末	本
	2	バケツ(ポリ・布)	10リットル	個
	3	組立て式水槽	1トン折りたたみ式	基
救助救護避難用具	1	ロープ	12mm×50m	巻
	2	梯子	二つ折り・伸縮性	台
	3	スコップ・ツルハシ・手斧		本
	4	のこぎり・ハンマー・バール・かけや		本
	5	ジャッキ	爪付・5トン	台
	6	チェンソー		台
	7	エンジンカッター		台
	8	担架・車いす等(布製担架)	折りたたみ式	台
	9	ウインチ		台
	10	リヤカー	折りたたみ式	台
	11	救急セット	箱付20~50人	式
	12	毛布・寝袋等	パック式	枚
	13	発電機・投光機		台
	14	防水シート・ござ		枚
	15	鉄線バサミ		本
	16	簡易トイレ	専用テント付	台
	17	テント・倉庫・収納庫		式
	18	炊飯器具類		式
	19	感染防止用資機材・衛生用品		式

備考 上記の物品のほか、特に町長が必要と認めた物品は補助対象とする。

様式 (略)

町長	副町長	部長	担当	課長	議員
	丙				

平成25年 5月 日

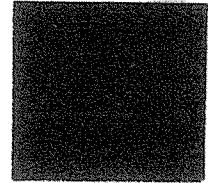
寒川町長 様



住 所 寒川町一之宮1-6-31番地

団 体 名 新町自治会

代表者名 会長 熊 澤 茂



平成24年度自治会活動交付金実績報告書

平成24年8月3日寒川町指令町第6号をもって交付金決定のあった平成24年度自治会活動交付金について、その実績を別紙のとおり報告いたします。

(第6号様式)

事業成果説明書

補助事業等又は補助金等の名称	自治会活動交付金
補助事業等の実施内容	別添資料のとおり
補助事業等の成果	本自治会の会員相互の親睦と福祉の向上を図るとともに、安全・安心して生活ができる住みよい地域づくりに貢献した。
補助事業等の実施期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
事業費	1,602,800円

事業費の内訳

費目	数量	単価	金額	備考
収支決算書のとおり				

(第7号様式)

収 支 精 算 書

収 入

科 目	予 算 額	精 算 額	増 減	内 訳
別紙決算書のとおり				
合 計	1,884,000円	2,127,430円	243,430円	

支 出

科 目	予 算 額	精 算 額	増 減	内 訳
別紙決算書のとおり				
合 計	1,884,000円	1,602,800円	281,200円	

翌年度繰越金額 524,630円

この様式に準ずる当該団体の決算書をもってこれに代えることができる。

議案第1号

平成24年度事業報告

平成24年

- 4月 7日 A・Bブロック内の班再編成検討会議(10人)
- 4日 自治会主催小地域福祉活動(年間事業報告書は別表のとおり)
- 28日 4月定例班長会議
- 28日 自主防災世帯台帳作成調査を実施
- 28日 災害時要援護者調査を実施
- 28日 救急医療情報キット配布者調査を実施
- 5月 26日 5月定例班長会議
- 6月 23日 6月定例班長会議
- 25日 広域避難場所としての寒川東中学校避難所運営連絡会が発足
- 24日 まちぐるみ美化運動実施
- 7月 1日 菅谷神社神幸祭・岡田新町行在所の接待
- 13~14日 自治会連絡協議会石巻市自主防災対策視察研修に参加(3人)
- 24日 神奈川県消防操法大会岡田消防分団出場(準優勝)
- 28日 7月定例班長会議
- 28日 災害時要援護者登録17名と支援者決定
- 8月 26日 町総合防災訓練(参加者60人・寒川小学校)
- 9月 29日 9月定例班長会議
- 29日 自治会加入促進活動(賛助会員として16事業所・店舗が新規加入)
- 30日 町防災リーダー研修会(町消防庁舎、参加者3人)
- 10月 13日 健康ふれあいウォーキングとリサイクルセンター見学(21人)
- 27日 10月定例班長会議
- 11月 4日 まちぐるみ美化運動実施
- 4日 目久尻川・小出川河川美化キャンペーンを実施(参加者8人)
- 24日 11月定例班長会議
- 24日 Aブロック内班再編成会議(平成25年度からの班編成を決定)
- 12月 22日 12月定例班長会議
- 22日 平成25年度新町自治会役員推薦委員会を設置

平成25年

- 1月 20日 防災講演会(町体育館・3人)
- 26日 町社協地域福祉フォーラム(町体育館・参加者2人)
- 26日 1月定例班長会議
- 26日 平成25年度新町自治会役員推薦委員会が報告
- 26日 新年交流会(参加者50人)
- 2月 23日 定例班長会議
- 3月 12日 会計監査
- 30日 3月定例班長会議
- 30日 平成24年度新町自治会総会

平成24年度新町自治会主催小地域福祉活動(ミニサロン)事業報告

実施月日	事業名	場所	人数	備考
平成24年 4月9日	お花見会	新町集会所	37人	
5月14日	介護セミナー	同上	13	
5月21日	ハイキング	二宮吾妻山	12	参加者負担
6月4日	健康体操	同上	13	
7月21日	暑気払い	同上	38	
10月15日	健康体操	同上	11	
11月12日	干支の貼り絵	同上	24	
12月10日	誕生会・忘年会	同上	41	
1月9日	新年会	同上	36	
2月18日	手芸	同上	12	
2月25～26日	親睦旅行	伊豆長岡	23	参加者負担
3月11日	健康体操	新町集会所	13	

平成24年度 収支決算報告書

一般会計

(単位：円)

科 目	決 算 額	摘 要
収入済額	2,127,430	会費・町助成金・繰越金
支出済額	1,602,800	
差引残額	524,630	次年度へ繰越

積立金・基金会計報告書

(単位：円)

1. 集会所建設資金積立金残高 平成24年度末 3,644,848
 平成23年度末 3,444,154
 増加額(積立・利息) 200,694

(単位：円)

2. 災害準備基金積立金残高 平成24年度末(24年度開始) 52,200
 増加額(積立・利息) 52,200

合 計

3,697,048

各 種 募 金 ・ 集 金 (支 払 額)

(単位：円)

種 別	金 額	支払年月日
日本赤十字募金	116,500	H24.6.19
社会福祉協議会会費	114,000	H24.6.19
赤い羽根共同募金	114,000	H24.11.9
歳末助け合い募金	69,000	H24.11.9

収入の部

(単位:円)

大項目	中項目	小項目	本 予 算 額	年 度 決 算 額	比 較 増 減	摘 要
自治会費			846,000	982,000	136,000	
	自治会費		846,000	982,000	136,000	
		自治会費	846,000	982,000	136,000	会員会費年額3,000円×279世帯=837000円 賛助会員会費(25事業所)145000円
補助金及び交付金			342,000	448,280	106,280	
	補助金及び交付金		342,000	448,280	106,280	
		助成金	342,000	448,280	106,280	町助成金内訳は別表
雑収入			25,000	25,552	552	
	雑収入		25,000	25,552	552	
		雑収入	25,000	25,552	552	集会所利用者負担、募金事務協力費、寄付金、預金利子
繰越金			671,000	671,598	598	
	繰越金		671,000	671,598	598	
		前年度繰越	671,000	671,598	598	
合計			1,884,000	2,127,430	243,430	

町助成金内訳

(単位:円)

項 目	本 年 度 予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	摘 要
町助成金				
①集会所運営費交付金	30,000	30,000	0	
②自主防災組織防災資機材購入費	27,000	126,000	99,000	
③自治会活動交付金	174,000	181,640	7,640	
④資源ごみ分別報償金	66,000	65,640	△360	
町社会福祉協議会				
⑤ミニサロン活動助成金	45,000	45,000	0	
合計	342,000	448,280	106,280	

賛助会員

班名	事業者名・店舗名	班名	事業者名・店舗名
A-1	(有)小島建設	B-1	鮎江戸っ子寒川店
A-2	NPO法人WEジャパン寒川	B-1	明光義塾寒川教室
A-2	ヘアメイクOaK	C-3	(有)ユージン(スリーエフ)
A-2	コムロデンキ寒川	C-3	さかきばら歯科クリニック
A-2	さがみ農協寒川支店	C-3	寒川法律事務所
A-2	伽哩家	C-3	さむかわ犬猫病院
A-2	テラー あとりえ たばた	C-3	ヤマハ音楽教室寒川センター
A-5	(有)グリーンハウス	C-3	村田商事(株)
A-5	(有)大誠不動産	C-3	(有)クリーニングこじま
A-5	(株)富士メガネ	C-4	セントラル警備保障(株)
A-5	ITTO個別指導学院	C-4	ステップ寒川校
A-5	つば川歯科医院	C-6	ブティックBF
A-5	ライン美容室 寒川店		

支出の部

(単位：円)

大項目	中項目	小項目	本年度 予算額	決算額	比較増減	説明
自治会 運営費			1,161,000	626,767	534,233	
	事務費		605,000	515,858	89,142	
		事務諸費	60,000	42,878	17,122	事務用品、会議資料コピー代
		役員手当	280,000	275,000	5,000	会長12万円、副会長2万円、会計2万円、班長5,000円×23人
		会議費	60,000	40,000	20,000	総会、班長会議、監査会議
		慶弔費	50,000	25,000	25,000	会員番号5,000円×5件
		交際費	50,000	35,000	15,000	各種団体行事への祝金他
		負担金	90,000	84,480	5,520	自治会長連絡協議会31,320円、防犯協会8,160円、研修参加費45,000円
		役務費	15,000	13,500	1,500	切手代、物品運搬費
	施設管理費		256,000	110,909	145,091	
		賃金	20,000	15,000	5,000	集会所刈込み、防災倉庫用地の整地
		水道光熱費	90,000	82,899	7,101	電気代 34,396円、水道代25,318円、ガス代23185円
		保険費	16,000	13,010	2,990	火災保険料
		修繕費	80,000	0	80,000	
		備品費	30,000	0	30,000	
		消耗品費	20,000	0	20,000	厨房用品
	集会所建設 準備経費		300,000	0	300,000	
		調査設計費	200,000	0	200,000	
		諸雑費	100,000	0	100,000	
自治会 活動費			573,000	776,033	△ 203,033	
	事業費		305,000	509,233	△ 204,233	
		福祉推進費	100,000	82,972	17,028	ミニサロン（12回開催の内6回分の費用）
		自主防災費	60,000	338,928	△ 278,928	防災資機材倉庫購入費308,845円、防災倉庫スチール棚設置費2,250円、防災訓練費10,448円、防災資料作成費17,385円、
		健康推進費	50,000	34,374	15,626	健康ふれあいウォーキング
		美化推進費	25,000	1,750	23,250	ごみネット
		交流事業費	70,000	51,209	18,791	新年会贈い費（24、25年度班長及び各種団体役員交流会）
	補助金及び 交付金		268,000	266,800	1,200	
		助成金	30,000	30,000	0	新生会活動費助成金
		交付金	238,000	236,800	1,200	岡田消防分団108,800円（400円/世帯）、県消防分団消防操法大会出場特別交付金128,000円
積立金			50,000	200,000	△ 150,000	
	積立金		50,000	200,000	△ 150,000	
		積立金	50,000	200,000	△ 150,000	集会所建設資金積立金
予備費			100,000	0	100,000	
	予備費		100,000	0	100,000	
		予備費	100,000	0	100,000	
合計			1,884,000	1,602,800	281,200	



町長	副町長	部長	相当参事	課長	副主任等	課長
	丙					

平成 25 年 4 月 26 日

寒 川 町 長 様

住 所 寒川町一之宮 8-6-13

団体名 一之宮西自治会

代表者 齋藤正信

平成 24 年度自治会活動交付金実績報告書

平成 24 年 8 月 3 日付、寒川町指令町第 6 号をもって交付金決定のあった平成 24 年度自治会活動交付金について、その実績を別紙のとおり報告いたします。

事業成果説明書

補助事業等又は 補助金等の名称	自治会活動交付金
補助事業等の 実施内容	別紙事業報告書を添付致しましたように 自治会として地域の防災活動を始め行政と地域の パイプ役とし情報の提供等行ってまいりました
補助事業等の 成果	事業計画は100%達成を致しました。 更に今年度も事業及び決算報告書に自主防災活動報 告書など全戸配布しより一層の相互理解を高める事 が出来ました
補助事業等の 実施期間	平成 24年 4月 1日 ~ 平成 25年 3月 31日
事業 費	1,974,753円

事業費の内訳

費 目	数 量	単 価	金 額	備 考
別紙収支決算書のとおり				

平成24年度 一之宮西自治会収支決算報告書
 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

[一般会計]

(単位:円)

大項目	中項目	小項目	予算額	決算額	説明
自治会費	自治会費 1,470,000	一般会費	1,460,000	1,393,000	696世帯×2000 1×1000
		一般会費 (6月以降の入金) その他会費	0	45,000	前期(4月～9月)・後期(10月～3月) 前期入会会員 全額2000 後期入会会員 半期分1000 寒川病院費
補助金・交付金	補助金・交付金 499,460		266,000	288,360	町自治会活動交付金
			1,460	0	自主防災組織運営費(町自治会活動交付金に含まれる)
		補助金・交付金	30,000	30,000	町集会所運営補助金
			175,000	175,360	資源ごみ分別自治会報奨金
			11,000	10,800	社会福祉協議会事務手数料
			16,000	16,720	赤十字事務協力金
雑収入	雑収入 30,000	雑収入	30,000	24,500	どんど焼き参加費・研修会参加費
			0	258	預金利息
繰越金	繰越金 1,084,787	前年度繰越金	1,084,787	1,084,787	前年度繰越金
			3,084,247	3,078,785	
合計	3,084,247		3,084,247	3,078,785	

平成24年度 一之宮西自治会収支決算報告書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

[一般会計]

(単位:円)

支出

大項目	中項目	小項目	予算額	内 訳	決算額	説 明
1. 自治会運営費	1. 事務費 755,000	1. 事務諸費 530,000	388,000	1. 役員報酬費	355,000	会長 100,000、副会長・防災本部長 30,000×4、会計・書記 30,000×3 プロック長 3,000×5、監査 5,000×2、防災部長 5,000×4
			22,000	2. 防犯協力負担金	22,080	茅ヶ崎・寒川防犯協分会負担金
			120,000	3. 自治会連合会費	124,160	自治会連合会会費
	2. 会議費 200,000		25,000	1. 総会関係費	31,100	監査会 食事・お茶代 資料作成費
140,000			2. 通常会議費	146,962	コピー代・事務消耗品代・評議員お茶代	
60,000			4. 役員研修・贈い費	84,951	役員研修会	
30,000			薬師堂運営補助金	30,000		
2. 自治会活動費	2. 施設管理費 30,000	地域集会所費	500,000	特別会計へ	500,000	
			260,000	1. 地域防災費	219,000	消防分団補助金
			270,000	2. 消防分団費	269,480	敬老会・どんど焼き 町共通商品券 195,000・どんど焼き諸費用 74,480
			30,000	3. 文レク活動費	30,000	1. 老人会補助金
			10,000	4. 団体活動費	10,000	2. 消防分団・老人会ご祝儀 新入退団式祝儀 5,000、出初め式祝儀 5,000
		5. 祭礼関係費	25,000	八幡大神・天満宮ご祝儀 八幡大神虫送祭祝儀 5,000、 ソウゾウ茅ヶ崎夏まつり祝儀 5,000、八幡大神元旦祭祝儀 5,000 一之宮天満宮例祭祝儀 5,000 小谷夏祭り祝儀 5,000		
3. 予備費	2. 広報活動費 110,000	情報誌作成費	110,000	広報誌	127,020	
			1,094,247	予備費	0	
合計	3,084,247		3,084,247		1,974,753	

★ 収入金額 8,078,785 円 - 支出済額 1,974,753 円 = 1,104,032 円

収入支出残金 1,104,032 円 (翌年度繰越金)

監査報告

平成 25 年 3 月 18 日、現金、預金、各帳簿、証票等監査の結果、
適正に処理されていることを報告します。

平成 25 年 3 月 18 日

平成24年度 一之宮西自治会収支決算報告書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

[特別会計]

収入

(単位:円)

科目	予算額	収入済額	説明
1.補助及び交付金	150,000	173,000	防災機材購入補助金
2.本会計より	500,000	500,000	一般会計から地域防災費として
3.雑収入	100,000	111,127	研修会参加費・企業交流参加費・普通預金利息 50・定期預金利息 18,077
4.簡単トイレ代金	0	1,205,000	自己負担金 205,000 特別積立金より 1,000,000
5.繰越金	594,524	594,524	前年度繰越金
合計	750,000	2,583,651	

平成24年度 一之宮西自治会収支決算報告書
 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

[特別会計]

支出

(単位:円)

項目	予算額	決算額	説明
1. 防災訓練諸費用	200,000	93,630	炊き出し費用・飲み物代・飲食代 自主防災報告書
2. 防災機材購入費	300,000	470,531	トランシーバ・太陽光発電機・無線機・パソコン
3. 研修会費	160,000	171,229	研修会(12月)
4. 会議費	30,000	35,810	コピー代 34,830 お茶代 980
5. 活動費	20,000	1,999	消耗品
6. 企業交流費	50,000	66,127	
7. 簡単トイレ代金	0	1,328,100	
8. 避難所運営委員会費	0	10,000	一之宮小学校避難所運営委員会会計へ
9. 予備費	584,525		
合計	1,344,525	2,177,426	

特別会計

☆ 収入金額 2,588,651 円 - 支出済額 2,177,426 円 = 406,225 円

収入支出残金 406,225 円 (翌年度繰越金)

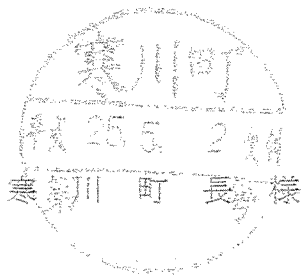
監査報告

平成 25 年 3 月 13 日、現金、預金、各帳簿、証票等監査の結果、
適正に処理されていることを報告します。

平成 25 年 3 月 13 日

課長	副課長	部長	副部長	課長	副課長	課員

平成 25年 5月 2日



住 所 寒川町小谷2-9-25
 団 体 名 小 谷 自 治 会
 代 表 者 名 会 長 右 城 栄 一

平成 24 年度自治会活動交付金実績報告書

平成 24 年 8 月 3 日寒川町指令第 6 号をもって交付金決定のあった平成 24 年度自治会活動交付金について、その実績を別紙のとおり報告します。

(第6号様式)

事業成果説明書

補助事業等又は 補助金等の名称	自治会活動交付金
補助事業等 の実施内容	行政情報の地域内周知、地域内清掃、防犯活動、夏祭り・ 収穫祭・餅つき大会等の親睦活動、高齢者(258名)への敬老 記念品贈呈、災害時要援護者把握調査、町内施設(リサイクル センター)見学会、医療講座(新規事業)、近隣自治会合同防災 避難訓練等実施。
補助事業等 の成果	事業計画及び上記事業を実施したことにより、行政情報の 地域内周知、地域環境の向上と治安の維持、自治会員相 互の親睦を図った。
補助事業等 の実施期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
事業費	5,317,733円

事業費の内訳

費目	数量	単価	金額	備考
収支決算書とおおり			5,317,733円	

(第7号様式)

収 支 精 算 書

収 入

科 目	予 算 額	精 算 額	増 減	内 訳
別紙決算書のとおり				
合 計	5,950,000円	5,897,830円	-52,170円	予算・精算額には前年度繰越金 516,930円を含みます

支 出

科 目	予 算 額	精 算 額	増 減	内 訳
別紙決算書のとおり				
合 計	5,950,000円	5,317,733円	-632,267円	

翌年度繰越金額 580,097円

この様式に準ずる当該団体の決算書をもってこれに代えることができる。

平成24年度 小谷自治会決算書

収入の部

平成24年4月1日～平成25年3月31日

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差引増減額(B-A)	備 考
前年度繰越金	516,930	516,930	0	
自治会費	3,833,000	3,793,800	-39,200	1,007会員
正会員	3,650,000	3,633,600	-16,400	32会員
準会員	63,000	58,200	-4,800	日産工機等6会員
賛助会員	120,000	102,000	-18,000	
交付金	367,300	377,410	10,110	
募金関係地区事業費	15,000	25,800	10,800	町福祉課・社協より
自治会活動交付金	352,300	351,610	-690	町指令町第6号
補助金	105,000	105,000	0	
自主防災組織活動費	0	0	0	
小地域福祉活動助成金	45,000	45,000	0	寒社協第45号
神幸祭行在所補助金	60,000	60,000	0	菅谷神社
報償金	235,000	241,610	6,610	
ごみ減量化事業報償金	235,000	241,610	6,610	寒環第119号
寄付金	550,000	575,000	25,000	
夏祭り寄付金	505,000	506,000	1,000	
その他の寄付金	45,000	69,000	24,000	餅つき・芋煮会、敬老記念品業者
雑収入	342,770	288,080	-54,690	
夏祭り模擬店売上金	308,000	249,340	-58,660	
J-COM湘南用地使用料	10,000	10,000	0	
東京電力用地使用料	4,500	4,500	0	3年毎の入金
臨時会費収入	20,000	24,000	4,000	忘年会参加者会費
預金利息	270	240	-30	
災害積立金より繰入	0	0	0	
その他の雑収入	0	0	0	
その他の雑収入	0	0	0	
合 計	5,950,000	5,897,830	-52,170	

平成24年度 小谷自治会決算書

支出の部

平成24年4月1日～平成25年3月31日

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 引 増 減 額 (B-A)	備 考
会 議 費	13,000	12,779	-221	
飲料水代他	13,000	12,779	-221	本・決算総会お茶代
事 務 費	181,000	166,145	-14,855	
コピー機リース料	9,450	9,450	0	
コピー機保守料	105,000	82,383	-22,617	
コピー用紙代	10,000	16,905	6,905	
ラミネートフィルム代	4,800	6,920	2,120	
プリンターインク代	30,000	34,670	4,670	
自治会ホームページ関連費用	10,000	10,000	0	
文房具・事務用品等	11,750	5,817	-5,933	
事 業 費	1,805,000	1,535,744	-269,256	
夏祭り運営費	900,000	769,253	-130,747	
敬老の日記念品	385,000	377,700	-7,300	1人用×130個、2人用×64個
餅つき・芋煮会	100,000	103,859	3,859	
収穫祭	100,000	100,000	0	小地域福祉活動助成対象事業
要援護者支援体制対策費	65,000	64,500	-500	地区長・班長薄謝
地元企業・施設見学会	5,000	2,720	-2,280	寒川広域リサイクルセンターお茶代
3自治会合同自主防災訓練費	70,000	8,820	-61,180	
医療講座開催費用	20,000	0	-20,000	
防災用ヘルメット代	56,000	61,372	5,372	50個購入
目久尻川美化キャンペーン費用	4,000	0	-4,000	
各種団体特別支援金	40,000	0	-40,000	
神幸祭行在所費用	60,000	47,520	-12,480	行在所3ヶ所接待費
消 防 費	820,000	820,000	0	
消防団補助金	765,000	765,000	0	
県消防操法大会準備積立金	55,000	55,000	0	横浜銀行積立
施 設 費	25,000	39,300	14,300	
防鳥ネット	25,000	39,300	14,300	
掲示板移設工事費等	0	0	0	
支 出 金	710,000	710,000	0	
赤十字事業資金	224,000	224,000	0	
赤い羽根共同募金	228,000	228,000	0	
歳末助け合い募金	258,000	258,000	0	
東日本大震災義援金	0	0	0	
補 助 金	340,000	340,000	0	
子ども会	80,000	80,000	0	
パーククラブ	60,000	60,000	0	
生産組合	15,000	15,000	0	
寒川ホーム	20,000	20,000	0	
子ども見守り隊運営委員会	60,000	60,000	0	
小谷地域防犯安全パトロール隊	30,000	30,000	0	
小谷地域集会所運営委員会	75,000	75,000	0	
慶 弔 費	105,000	60,000	-45,000	
慶事祝い金品	10,000	5,000	-5,000	
香典・見舞金	95,000	55,000	-40,000	

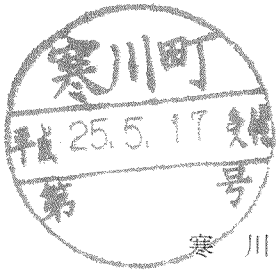
科 目	予算額(A)	決算額(B)	差引増減額(B-A)	備 考
行政協力費	285,000	285,000	0	
消耗品費	5,000	0	-5,000	
交際費	45,000	37,520	-7,480	
企業・施設対応	10,000	5,000	-5,000	日産工機秋祭り
神社等対応	20,000	22,520	2,520	歳旦祭等3祭初穂料、行在所神酒
その他	15,000	10,000	-5,000	
備品費	5,000	36,999	31,999	
小谷自治会幟旗5セット	5,000	12,105	7,105	
中華鍋・煮物大鍋	0	24,894	24,894	災害時・イベント時の備品
負担金	445,000	436,658	-8,342	
茅ヶ崎・寒川防犯協会分担金	31,000	29,730	-1,270	
自治会長連絡協議会会費	75,000	74,460	-540	
菅谷神社運営費分担金	170,000	170,000	0	
役職者研修費	45,000	45,000	0	石巻市他被災地研修(3人派遣)
役職者歓送迎会・懇親会補助	124,000	117,468	-6,532	歓送迎会・忘年会補助
諸手当	635,000	624,000	-11,000	
会長	25,000	25,000	0	
副会長	40,000	40,000	0	20,000×2人
書記・会計	40,000	40,000	0	20,000×2人
監事	10,000	10,000	0	5,000×2人
顧問	0	0	0	
地区長	195,000	195,000	0	15,000×13人
班長	225,000	225,000	0	5,000×45人
班長付加手当(A)	25,000	16,500	-8,500	
班長付加手当(B)	10,000	12,500	2,500	
各種団体委員	60,000	60,000	0	
その他手当	5,000	0	-5,000	
災害積立金	210,000	213,588	3,588	
積立金	150,000	150,000	0	JAさがみ積立
備蓄非常食品	60,000	63,588	3,588	
予備費	321,000	0	-321,000	
緊急対応費	321,000	0	-321,000	
次年度繰越金	0	580,097	580,097	
合 計	5,950,000	5,897,830	-52,170	

総収入金額 ￥5,897,830 災害積立金(JAさがみ) ￥2,189,347 平成25年3月31日現在
総支出金額 ￥5,317,733 操法積立金(横浜銀行) ￥275,159 平成25年3月31日現在
次年度繰越金 ￥580,097 預金残高(湘南信金) ￥549,487 平成25年3月31日現在
現金残高 ￥30,610 平成25年3月31日現在

平成25年3月31日

監査の結果、会計及び諸帳簿類は正確に処理されていることを認めます。

平成25年3月31日



町長	副町長	部長	担当参事	課長	副主任等	課員
			丁			

平成 25 年 5 月 17 日

寒川町長様

住 所 寒川町小谷 2 - 9 - 25

団 体 名 寒川町自治会長連絡協議会

代表者名 会長 右 城 栄

平成 24 年度寒川町自治会長連絡協議会補助金実績報告書

平成 24 年 5 月 16 日寒川町指令町第 2 号をもって交付決定のあった、寒川町自治会長連絡協議会補助金について、その実績を別紙のとおり報告します。

事業成果説明書

補助事業等又は 補助金等の名称	寒川町自治会長連絡協議会補助金
補助事業等 の実施内容	自治会長相互の連絡とその効率的な自治会運営を 図り、町政の発展に寄与した。
補助事業等 の成果	平成24年度事業報告のとおり事業を実施し、会 員間の情報交換、相互連絡、視察、要望を行い、効 率的な自治会運営を図った。
補助事業等 の実施期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
事業費	3,042,146円

事業費の内訳

費目	数量	単価	金額	備考
別紙決算書のとおり				

(第7号様式)

収 支 精 算 書

収 入

科 目	予 算 額	精 算 額	増 減	内 訳
別紙決算書のとおり				
合 計				

支 出

科 目	予 算 額	精 算 額	増 減	内 訳
別紙決算書のとおり				
合 計				

翌年度繰越金額 318,616円

この様式に準ずる当該団体の決算書をもってこれに代えることができる。

平成24年度寒川町自治会長連絡協議会事業報告

平成24年度に実施した寒川町自治会長連絡協議会の事業は次のとおりです。

平成25年 4月19日提出

寒川町自治会長連絡協議会会長

1. 会 議（総会・定例会）

月 日	会 議 名	場 所	内 容
24年4月20日	総 会	町民センター講義室	役員選出、平成23年度事業報告、平成24年度予算について外
5月18日	定例会	町民センター講義室	平成24年度各種委員等委員選任（案）について外
6月15日	定例会	町民センター講義室	平成24年度自治会長連絡協議会視察研修について外
7月20日	定例会	町民センター講義室	平成24年度自治会長連絡協議会視察研修（報告）について外
8月17日	定例会	町民センター講義室	さがみ縦貫道路橋梁工事に伴う田原二本交差点の夜間通行止めについて外
9月21日	定例会	町民センター講義室	募金関係地区事務費について外
10月19日	定例会	町民センター講義室	寒川町特別職報酬等審議会委員の推薦について外
11月16日	定例会	町民センター講義室	寒川町の自治会ブロック割について外
12月21日	定例会	町民センター講義室	地域福祉フォーラム2013の開催について外
25年1月18日	定例会	町民センター講義室	年末助け合い募金の結果について外
2月15日	定例会	町民センター講義室	平成25年度自治会役員名簿の提出について外
3月15日	定例会	町民センター講義室	平成25年度自治会長連絡協議会事業計画（案）について外

（役員会）

毎月定例会時	役員会	町民センター小学習室外	提出議題等の事前調整外
--------	-----	-------------	-------------

2. 事 業

月 日	事 業 名	場 所	内 容
	町議会一般質問傍聴	議会議場（傍聴席）	町議会一般質問の傍聴（6月・9月・12月・3月）
5月18日	自治会長歓送迎会	寒川やまと	自治会長歓送迎会
7月13日 ～14日	自治会長連絡協議 会視察研修	宮城県石巻市	災害時における避難所運営の取り組みについ て
6月20日	茅ヶ崎市自治会長連 絡協議会との懇談会 （第1回）	東分庁舎第2会議室	自治会加入率の向上について
7月25日	町理事者との懇談会	町民センター講義室	町の危機管理・まちづくりについて
9月8日	不動産業協会との懇 談会	商工会会議室	自治会加入促進について （役員・総務委員会委員）
9月21日	自治会と民生委員児童 委員の地区の区割りに ついて（第1回）	町民センター小学習室	自治会と民生委員児童委員の地区の区割りに ついて

10月25日	自治会と民生委員児童委員の地区の区割りに ついて(第2回)	分庁舎1階会議室	自治会と民生委員児童委員の地区の区割りに ついて
11月16日	自治会長研修会	町民センター講義室	消費者被害未然防止講座による研修
25年1月18日	自治会長連絡協議会賀詞交歓会	寒川やまと	新年の賀詞交歓
1月23日	茅ヶ崎市自治会長連絡協議会との懇談会 (第2回)	茅ヶ崎市	TOTO工場見学、意見交換

3. 委員会

月 日	事業名	場 所	内 容
4月20日	自治会だより編集委員会	町民センター小学習室	自治会だより第44号
5月10日	避難所運営連絡会	東分庁舎第3会議室	避難所運営連絡会の組織について外(第1回)
6月5日	避難所運営連絡会	町民センター講義室	会長・副会長の選任について外(第2回)
7月4日	避難所運営連絡会	災害対策本部室	各避難所における避難所運営マニュアルの進捗状況について外(第3回)
7月20日	総務委員会	町民センター小学習室	自治会運営マニュアルについて外(第1回)
8月29日	避難所運営連絡会	災害対策本部室	各避難所における避難所運営マニュアルの進捗状況について外(第4回)
10月1日	避難所運営連絡会	災害対策本部室	各避難所における避難所運営マニュアルの進捗状況について外(第5回)
10月19日	災害時要援護者支援制度推進分科会	寒川広域リサイクルセンター	災害時要援護者支援制度について(第1回)
11月15日	避難所運営連絡会	災害対策本部室	各避難所における避難所運営マニュアルの進捗状況について外(第6回)
11月16日	総務委員会	町民センター講義室	自治会運営マニュアルについて(第2回)
11月20日	災害時要援護者支援制度推進分科会	東分庁舎第3会議室	災害時要援護者支援制度について
12月18日	災害時要援護者支援制度推進分科会	小会議室	災害時要援護者支援制度について
1月21日	避難所運営連絡会	災害対策本部室	各避難所における避難所運営マニュアルの進捗状況について外(第7回)
1月21日	災害時要援護者支援制度推進分科会	災害対策本部室	災害時要援護者支援制度について(第2回)
2月14日	避難所運営連絡会	災害対策本部室	各避難所における避難所運営マニュアルの進捗状況について外(第8回)
2月14日	災害時要援護者支援制度推進分科会	災害対策本部室	災害時要援護者支援制度について(第3回)
2月15日	自治会だより編集委員会	町民センター会議室	自治会だより第45号(第1回)
3月15日	自治会だより編集委員会	町民センター小学習室	自治会だより第45号(第2回)

4. 議会懇談会

月 日	行 動	場 所	内 容
11月6日	議会との意見交換会	町民センター展示室	寒川町議会と自治会長連絡協議会との意見交換会 (自治会活動における地域課題について)

平成24年度寒川町自治会長連絡協議会収支報告

平成24年度寒川町自治会長連絡協議会収支決算は次のとおりです。

平成25年4月19日提出

寒川町自治会長連絡協議会長

1 収入

(単位:円)

科目	当初予算額	補正予算	予算現額	収入済額	比較増減	説明
1 会費	1,191,360		1,191,360	1,191,360	0	均等割(@15,000×23自治会) 345,000 世帯割(@45×14,106世帯) 634,770 避難所運営関係視察研修特別会費(@15×14,106世帯) 211,590
2 補助金	250,000		250,000	250,000	0	自治会長連絡協議会補助金(寒川町)
3 繰越金	474,295		474,295	474,295	0	前年度繰越金
4 雑入	960,345	475,000	1,435,345	1,445,107	9,762	預金利息 107 視察研修参加負担金、見舞金 1,345,000 芳志等(自治会長歓迎会、賀詞交歓会) 50,000 印刷代 50,000
計	2,876,000	475,000	3,351,000	3,360,762	9,762	

2 支出

(単位:円)

科目	当初予算額	補正予算	流用充用	予算現額	支出済額	不用額	説明
1 会議費	68,000			68,000	67,080	920	定例会お茶代
2 旅費	11,000			11,000	11,000	0	正副会長旅費
3 交際費	60,000			60,000	50,000	10,000	諸団体総会等祝儀等(9件)
4 慶弔費	5,000			5,000	5,000	0	香典代
5 需用費	10,000			10,000	924	9,076	事務用品代 714 会長認印代 210
6 事業費	2,381,350	475,000	4,292	2,860,642	2,860,642	0	視察研修 2,073,907 自治会だより 419,485 自治会長歓迎会 152,250 賀詞交歓会 147,000 茅ヶ崎市自治会交流会 42,000 三者協定関係経費 26,000
7 負担金	72,500			72,500	47,500	25,000	観光協会年会費 20,000 明るい選挙推進協議会会費 11,500 青少年環境浄化推進協議会会費 2,000 社協団体協賛金 9,000 銚子市研修会負担金 5,000
8 予備費	268,150		△ 4,292	263,858		263,858	
計	2,876,000	475,000	0	3,351,000	3,042,146	308,854	

収支差引残額 収入 3,360,762 円 繰越金 318,616 円
支出 3,042,146 円

監 査 報 告

平成24年度寒川町自治会長連絡協議会収入支出について監査した結果、適正と認めます。

平成25年3月22日

監査員 大川 壽

同 高橋 伸隆